

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

決算特別委員会会議録（ 5 ）（ 17. 3 定 ）			
日 時	平成 1 7 年 1 0 月 2 4 日（木）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 5 時 1 2 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出 席 委 員	大竹委員長、武井副委員長、上野・森井・山田・吹田・菊地・ 佐々木（茂）・北野・見楚谷・高橋・秋山 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、木野下・久末両監査委員、教育長、 水道局長、総務・財政・経済・市民・福祉・環境・建設・港湾・ 教育各部長、総務部参事、小樽病院事務局長、保健所長、消防長、 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、吹田委員、高橋委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

大畠委員が森井委員に、新谷委員が北野委員に、斉藤陽一良委員が高橋委員に、佐藤委員が秋山委員にそれぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、平成会、民主党・市民連合、共産党、自民党、公明党の順といたします。

平成会。

上野委員

それでは、21日に質問できませんでしたので今日まとめて端的に行いますので、よろしくお願いいたします。

ふれあい見舞金について

まず初めに、ふれあい見舞金につきまして平成15年度と16年度の差額が少しあるように見えますので、説明をお願いいたします。

（福祉）地域福祉課長

15年度につきましては、母子世帯、身障世帯、独居老人世帯を対象に、ふれあい見舞金をやっております。別立てで、重度障害者見舞金という制度も設けております。これが16年度になりまして、新たなふれあい見舞金ということで制度を一本化いたしまして、母子世帯、独居老人世帯、身障世帯、それから重度特定疾患世帯ということで、制度の見直しを行ったところです。

15年度につきましては4,130世帯、619万5,000円、それから16年度につきましては4,298世帯、918万8,500円となっております。

上野委員

ということは、重度障害者に対して160人ぐらいという計算でよろしいのですか。160人から百七、八十人という、この数でいくと、いかがでしょうか。世帯の差額としましては、そういうふうに理解していいですか。

福祉部次長

重度障害者見舞金ということで、これは「世帯」ではなくて、15年度まではそれを「人」で、例えば1軒のうちに2人いれば2人ということで支給してありまして、それが15年で5,697人いました。それが新しいふれあい見舞金ということで、障害を持っている、それから世帯主でということで、世帯ということにしたものですから、その世帯の数になりますと、16年度は1,185世帯となっております。

上野委員

そうすると、15年度と16年度で世帯数の推移が160ぐらいしか動いていないのですけれども、ということは、ほかのふれあい見舞金の世帯が下がったというふうに理解してよろしいのでしょうか。意味わかりますか。15年度、16年度、約160ぐらいの世帯の増しかないのです。今の説明だと1,000あると。あとの方のふれあい見舞金の世帯が減少したというふうに理解してよろしいですか。わかりますでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

種別の一歩化と、今言ったように、個人単位を世帯単位にしたという部分もございまして、あとは所得基準で見直した部分もございまして、若干今言いました区分による入り繰りがございまして、例えば独居老人も単純に

独居老人であれば該当してきたという部分もございますけれども、非課税という項目をつけておりますので、そういう部分で15年度では該当したのですけれども、16年度からは該当されていない方という世帯も出ておりますので、ちょっと入り繰りしております。

上野委員

ある程度、理解できましたので、また17年度推移を見ていきたいと思えます。

街路事業費の不用額について

次に、不用額につきまして3点ほど。

街路事業費の予算の不用額について説明をお願いいたします。

（建設）建設課長

街路事業の不用額について説明いたします。

平成16年度の街路事業では、銭函新通線を予定しておりましたが、事業を休止することとしたために不用額が生じました。銭函新通線は平成2年に計画決定し、平成6年から事業を開始しておりましたが、休止の理由といたしましては、銭函新通線が国道5号と接続する箇所道道小樽石狩線と区間を共用しており、当初の予定では将来周辺道路の整備により、道道石狩線の交通量が減少するという予測でございました。しかし、周辺道路の整備の遅れなどから、道道小樽石狩線は現在でも日の交通量が多数ございまして、このまま銭函新通線の事業を進めた場合、共用区間の交通のふくそうが顕著になるという判断をいたしました。そのため、事業の休止を知事の附属機関でございます北海道公共事業評価専門委員会に諮り了承されたものでございます。その結果、国道5号との接続部分、約80メートルを残して休止したために不用額が生じたものでございます。

上野委員

その道路の据付け、そこは今後また工事が行われるというふうに理解してよろしいでしょうか。

（建設）建設課長

今申しましたように、交通量という問題がございますので、周辺道路の整備とか道道小樽石狩線の交通量などを勘案して、再開ということになるかと思えます。

上野委員

はい、わかりました。

都市景観形成事業について

次に、都市景観形成事業費、特にこれについて2点ほど。歴史的建造物保全及び景観地区内建造物修景等事業費助成金・保存樹木等維持管理費助成金の予算、また不用額について1点、それともう一点は、歴史的建造物保全及び景観地区内建造物修景等事業費貸付金の予算に対しての不用額、この2点について特にお願いたします。

（建設）まちづくり推進課長

都市景観形成事業費のうち、まず助成金の予算の不用額の理由についてでございますが、この助成金につきましては、前年度に建物の所有者の方と保全に対しての協議なり相談なりをさせていただいた中で、予算をある程度確保してございますが、当該年度になりまして、必ずしも100パーセントやるということではなかったものですから、おやめになった方あるいは新たに予定外の方などが出てきたということもありまして、結果的には787万円という助成金を出しているということでございます。

また、貸付金についてでございますが、これにつきましても、前年度いろいろ相談をしていた経緯はありますけれども、この貸付金につきましては、工事費は全額助成しておりませんので、その不足分について市内の金融機関との協調融資という形で市が低利で融資している制度でございますけれども、近年の市内の金融機関の金利が低いということもありまして、新規の利用者が今回出てこなかったということで、不用額が出ているという状況でございます。

上野委員

今の説明では、貸付けにつきましては民間の金融機関をある程度使っているのではないかという、役所はお金がないのでなるべく民間からというので、そういうふうに理解させていただきます。それはそれでよろしいと思いますので、次に行きます。

港湾建設費の不用額について

港湾建設の予算につきまして、不用額が多すぎますので、これについても聞きたいと思います。

（港湾）港湾整備室長

主な大きなものというのは、ソーラスのフェンスの関係、それからカメラの関係でございますけれども、これが要は国の方で指定している最低限の措置をとるという形で進めてまいりましたので、この件につきまして約 2 億 5,000 万円ほどの不用額が出たと、そういうことでございます。

上野委員

わかりました。不用額についてはそのぐらいにしておきます。たくさん不用額が出ればいいのですけれども、なかなか。それでも頑張って少しでも改善して、また節約してやっている気持ちは十二分に理解できると思います。

市民会館と市民センターの使用料と経費について

次に、市民会館と市民センターにつきましてお伺いいたします。

平成 16 年度決算で市民会館と市民センターの使用料が前年より減になっている。この理由をお願いいたします。

（市民）市民会館長

16 年度と 15 年度の決算ベースで比較させていただきます。大ホールの関係で、15 件ほど減っております。また、集会室の方では 41 件ほど減りまして 41 万 9,885 円ほど減っております。それに伴いまして、物品費だとか、暖房費とか減りまして 152 万 7,712 円ほど 15、16 年度対比では減っております。そして、予算説明書の増減の関係では、16 年度予算・決算では、大ホールが 13 件ほど減っております。それから、集会室も 9 件ほど減っております。伴って物品費、暖房費が減りまして、339 万 9,487 円ということになります。

次に、市民センターの方でございますけれども、こちらの方は 15、16 年度決算では、大ホールは 39 万 1,013 円ほど増えております。5 件増えました。それから、会議室の方は 488 件ほど減っておりまして、148 万 450 円ということになっております。大ホールの方は増えたものですから、200 万円ほどの設備冷房・暖房費では増えておりますけれども、合計で 93 万 4,938 円ほど 15 年度決算に比べて 16 年度は増えております。それから、16 年度予算・決算で見ますと、大ホールは 5 件ほど減っています。それから、集会室も 500 件ほど減っております。それで、大体予算と決算説明書の増減では 15 万 339 円ほど減っております。これらにつきましては、イベント・大会等がちょっと減少しているということでございます。

上野委員

支出額、市民会館は約 6,000 万円出ているのですけれども、使用料が 2,200 万円、これによると 2.67 倍ぐらい使用料から見ると支出が多いということですね。また、市民センターの方も 5,929 万円ですから、収入が 3,000 万円ですから 1.95 倍、大変な収入よりも、これはもうもちろん理解はできるのですけれども、数字的には多いのではないかなというので。それにかわりまして、特に市民会館の使用料より清掃等委託料という方がかなり高いのです。これも市民センターの方も使用料の約 8 割以上、清掃等委託料という、どういう内容かということも私も理解していませんけれども、舞台の業務は入っていないみたいなのですけれども、これについてかなり使用料より高い委託料を払っていることについて、どのように思っておられますか。

（市民）市民会館長

経費と収入について若干説明させていただきます。

市民会館、市民センターは、御案内のとおり公共施設でありますので、皆さんに安くて質のよい文化活動の場を

提供するというのが使命でございます。収入・使用料で施設維持を賄うということは、委員も今おっしゃいましたけれども、かなり難しいものがあると思います。その年によりましては、先ほども言いましたけれども、イベント・大会が多いときと少ないときがあるということですので、その年によってかなり変わるという部分がございます。しかし、全体的な傾向としては、やはり小樽の場合は減少している傾向があるということでございます。需要がなくなってきているところがございますけれども、サークルや団体などが高齢化してきて、だんだん解散している、使わなくなってきているというようなことです。それと、プロダクション等、芸能企画会社の方が札幌に近いということで、小樽だけで集客にならないというようなことで、なかなかそのような催しが入ってこないというような状況もございます。

私ども、今年からこういうことがありまして、市民会館、市民センターの施設利用促進ということで、少しでも収入増に努めようということで、PR活動を現在重ねているところがございます。市民会館の方でいいますと、1,216席のキャパシティがあるのでございますけれども、半分の512席の中規模利用料金の設定だとか、あるいは1、2、3月の閑散期に1割割引するだとか、それからリハーサル関係は半分にするだとか、集会室の料金を20パーセント減免する、あるいは文団協の加盟団体については1割引をしたりとか、このようなことでやりまして、少しでも収入増につなげるということをやっております。この辺のところはすぐ効果が出るかどうかはわかりませんが、鋭意努力して、言うなれば営業活動を進めていきたいというように考えております。

それから、清掃の委託の関係でございますけれども、市民会館は延べ床面積で7,200平方メートルあります。それで、日常の清掃をやっている面積は4,500平方メートルほどありまして、そういうことで清掃等委託料、科目では清掃等となっております。この中に、館内清掃としては1,611万6,828円、それから警備ですけれども、保安警備に保安ポストを置いておりますので、それが432万1,800円になります。それから、暖房関係が260万7,780円、その他舞台関係の保守だとか、そういうもので216万9,279円、合わせて2,521万5,687円ということになっております。

同じように、市民センターでございますけれども、これはちょうど半分なのです。3,600平方メートルで、日常の清掃としては2,200平方メートルほどやっております。それで、清掃分の委託料が992万1,765円、ここも保安ポストを配置しております、警備員が396万1,440円と、それから冷暖房、暖房がかなりきいておりますので、ここは639万3,555円、その他舞台関係の保守関係をやっております、全体で2,450万5,737円というようなことで、清掃だけ言えば、等ということ言えばちょっと高いのですけれども、かなりの広い面積をやっておりますので、経費がかさんでいるということでございます。

上野委員

きめ細かい説明ありがとうございました。私、何でこれを今質問したかということ、今後、市民会館、市民センターは、指定管理者制度を導入するとか、また民間委託のことも考えていかなければならない両会館であると思しますので、今後それについてどのような考えがあるか市民部長、名指して悪いですが、もしあったらお願いいたします。

市民部長

今、委員の方からお話ございましたけれども、私どもも先ほど館長の方から話しましたとおり、いろいろな促進策といいますか、利用していただけるような形で努力はしておりますけれども、今おっしゃるように、指定管理者制度と、これは委員も御承知のとおり、市の中でも民間の能力を活用しまして、あるいはまた将来的な維持管理費も考慮して、統合あるいは廃止等も含めた総合的な観点から、この指定管理者制度導入に向けて検討しております。市民センター、市民会館につきましても、こういった観点から現在検討を進めてございますけれども、市民会館につきましては、施設の老朽化もありますし、あるいはまた舞台関係、それから先ほど申しました清掃・警備・暖房、いろいろな要素が一つの館の中で事業としてあるものですから、そういったものが1社でできるのか、あるいはまた委託契約中でそれらのものをある程度認めながら、JVのような形で委託をしていく、指定管理者を決め

ていくとか、そういった課題等々もあるものですから、そんなものも他都市の状況を参考にしながら、現在、導入に向けまして検討を進めているところでございます。

上野委員

よりよい両会館の運営で少しでも持ち出し分が少なくなるような方策を考えて、特に委託業者が何社もいろいろなところが入ると減になる可能性も少のうございますので、今言ったように検討いただければありがたいと思います。

各企業会計の経営状況について

次、四つの企業会計につきまして質問いたします。

平成 7 年度で約 34 億円、16 年度が 44 億円の繰入金が一般会計から支出されています。10 年間で 10 億円が増えていますが、病院で 3 億円、下水道 7 億円の増加です。産廃会計と水道会計は逆に一般会計に貸付けをしている状況は皆さん御存じだと思います。

それで、まず初めに、経営状況のよい産廃会計、水道会計の平成 16 年度決算を終えての経営状況について見解をお示してください。

（環境）管理課長

初めに、産廃の会計についてでございますけれども、昭和 60 年度以降、損益勘定において純利益を計上しております。平成 16 年度決算においても、高校の改築工事に伴う大量の土砂搬入などにより、引き続き純利益を計上することができ、年度末でおおよそ 5 億円の利益剰余金を有しております。しかしながら、建設リサイクル法の施行などにより、産業廃棄物についても再生利用が進んでいることや、公共工事に大きな伸びが期待できない状況にありますことから、今後は厳しい経営も予想されるため、経費の節減に努めてまいりたいと考えているところでございます。

（水道）総務課長

水道会計の部分でございますけれども、平成 9 年度より純利益を生じてございます。そういった中で、16 年度の決算の経営状況でございますけれども、決算につきまして 1 億 5,000 万円ほどの純利益を生じております。そういった中では、累積欠損金、これまでの部分につきましては、平成 16 年度末で約 14 億 7,700 万円ほど抱えている状況でございます。しかしながら、資金収支面におきましては、平成 16 年度末で約 8 億 400 万円ほどの運転資金を有してございます。そういった中にございまして、一般会計からの繰入金につきましては、16 年度は 2 億 5,300 万円となっております。そういった中では、料金減免等の見直しなどによって今後は減少していくと、こういう傾向にございます。

上野委員

次に、病院と下水道会計の経営状況についてお願いします。

（水道）総務課長

下水道の会計についてでございますけれども、平成 16 年度の決算の経営状況を見ますと、決算では約 4 億 4,300 万円ほどの純利益を生じてございますけれども、水道会計と同様に、これまでの累積欠損金につきましては、16 年度末では約 110 億 3,000 万円の多額の欠損金を抱えている状況にございます。また、資金収支におきましても、約 2 億 3,500 万円の運転資金不足が生じており、一時借入金などで資金手当をしているところでございます。このような状況の下におきましては、一般会計からの繰入金につきまして、16 年度は約 26 億 9,800 万円繰入れられており、先ほど委員がおっしゃいましたように、平成 7 年度と比べますと、約 7 億円増えている状況にございます。いずれにしても、一般会計の厳しい財政状況の下での多額の繰入れがあり、また事業基金においても資金不足が生じていると、こういう状況に置かれてございますので、大変厳しい経営状況となっております。

（樽病）総務課長

市立病院の決算の状況ですが、市立病院につきましては、収益的収支につきましては、平成11年度まで単年度で赤字があったわけですが、平成12年度から15年度までは収益的収支が黒字となりましたが、今年度につきましては、16年度は収益的収支で3,600万円ほどの赤字が出ております。本年度につきましては、資金ベースでいきますと、3,280万円ほどの黒字が出ておまして、年度末の資金につきましては、4億円ほどの資金が残りました。一般会計からの繰入金は単年度で13億9,900万円繰入れをして、さらに長期借入金44億円あるという状況であります。病院会計としては、そういう非常に厳しい状況になっております。

上野委員

財政再建には、この二つの会計を含む企業会計の収支改善が不可欠だと思うのです。今後の収支改善策と一般会計の負担をどう軽減するか御所見をお伺いしたいのですけれども。財政部長。

財政部長

今、特に下水道と病院の関係については、るる担当から話がありましたけれども、下水道については、一時期私も繰出しを一般会計の予算編成のために落としたりとか、そういうこともやってまいりましたけれども、下水道の整備は御承知のとおり、90数パーセント、100に近いぐらいに小樽市はなっているわけで、こういったものの投資の償還がかなりきいてきているという部分がありますが、ただ、今後はいろいろな平準化債の導入等、かなり起債の償還の緩和といえますが、この辺の計画もございまして、何とか厳しいのですけれども、一般会計と相談しながらやりとりはしていきたいと思っています。

病院については、今話がありましたけれども、新築統合するためには、単年度でどうしてもこれは赤字を出せない。単年度黒字を目指してやっていくのだということがございまして、12年度から一般会計の繰出しを増やしたということによってやってきているわけなのですけれども、そういう意味では一般会計の負担が相当大きくなってきているということがございますので、今、財政再建推進プランの実施計画を一般会計と同様に企業会計の方もつくっておりますので、こういった中でできるだけ企業会計の経営改善をしてもらおうと。特に水道局については、組織・機構の見直しだとか、それから順次業務委託を進めていくとかということで、相当改善の予定もございまして、病院についても新病院のオープンまでの間に、相当の改善の計画もいろいろ考えてございまして、できるだけ一般会計の負担を少なくするような格好で、今進めていこうということで、各部署とも話し合いをしておりますので、何とか頑張ってやっていきたいと、このように思います。

上野委員

鋭意検討して、この数値というのは大変大事でございますので、よろしく願いいたします。

諸支出金の貸付金について

これにちょっと関連しまして、決算説明書の214ページの貸付金、4項目ございます。それで初めに、この貸付金という意味をちょっと簡単に説明願います。

（財政）財政課長

214ページにありますのは、諸支出金の貸付金ということでございまして、先ほどの歴史的建造物の貸付金だとか、ああいう事業に係る分は各費目の方に記しておりますが、ここに四つの貸付金がありますが、これは言い方がちょっと悪いのですけれども、会計操作的な貸付金がこの諸支出金の貸付金に載せてある。それぞれの会計の収支不足を埋めるだとか、土地開発公社の資金不足を一時一般会計から貸す形をとると、そういうものが載っております。

上野委員

この四つのうち土地開発公社と国民健康保険、融雪施設設置資金の貸付けを簡単に説明していただければありがたいのですが。

（ 財政 ） 財政課長

まず、土地開発公社の貸付金、16年度は6億3,900万円ほどございますが、土地開発公社は言うまでもなく、小樽市が100パーセント出資している第三セクターでございまして、市の要請に基づいて土地を買っております。その資金の調達方法としては、土地開発公社が直接金融機関から借りることもできるのですが、それであれば金利がつきます。買い戻すときは一般会計で買い戻すのですが、残り金利分がどんどん膨れていってしまいますので、そういうことを避けるために、一般会計から無利子で貸付けをして、土地の価格が上がらないように、そういうふうにするための貸付金でございます。

それから、国民健康保険事業の貸付金でございますが、これは国民健康保険事業が、本来、独立採算でいけばよろしいのですが、国保会計、医療費が非常に高いということと保険料ですべてを賄えていないということで、毎年赤字が出ておりました、それらがたまってきた金額が累積で約32億8,000万円でございます、これらを貸付けで国保の方を埋めているという形でございますが、これにつきましては、国保はここ近年多少の黒字も出しておりますので、その中で返せる部分は返していただいているところでございます。

それから、融雪施設設置資金の貸付けでございますが、これは市民の方が融雪機械をつけるために市が貸付けをするのですが、その財源がどうしてもないものですから、それを埋めるためにここに特別会計を設けまして、特別会計へ一般会計が貸して、それを基に市民の方に貸し付ける。市民の方から返ってくると、特別会計を通して一般会計の方に返していただきます。最初は貸付けが多かったのですが、最近回収の方も多くなってきますので、このままいきますと、これからだんだん減ってくるかなと、そう思っております。

病院会計の貸付金は、先ほど病院も申しておりましたが、過去に繰出しを満度していないといいますが、資金収支の不足が出ている部分を貸付けという形で補っております、今のところ、44億円までたまってここ数年ずっとこのまま推移していると、そういう状況にあります。

上野委員

最初の三つの方はそれぞれ何年とは言わず、ある程度返済を見込めるのではないかなというふうに、私も今そういうふうに理解したのですけれども、最後の44億円、病院の貸付金、どうもこれはもう一般的には塩漬けといいますが、もう漬けたままずっといくのではないかなというような気がいたします。これに関連しまして、これ病院の方なのですけれども、本年度13億9,900万円、約14億円の一般会計から負担、繰出ししていますけれども、本年度を入れて過去6年間、どのくらい一般会計から繰出ししているか、示していただきたいと思えます。

（ 樽病 ） 総務課長

病院事業会計の一般会計からの繰入金ですが、平成11年度は10億8,000万円、平成12年度は13億7,000万円、平成13年度も同じく13億7,000万円、平成14年度は14億2,000万円、平成15年度は13億6,000万円、16年度は今おっしゃったように13億9,900万円、約14億円という繰出金になっております。

上野委員

失礼なのですが、山田市政が誕生してから過去6年間で約80億円が一般財源から出ている。これはもう今の数字でわかると思えます。これにプラス、先ほど貸付金の44億円。もう120億円以上のお金が出ていると。これはもう数字でございますので、ごまかしようがないと思えます。今日は決算特別委員会でございますので、病院のことはぐずぐず言うつもりはございませんけれども、数字から見て大変な数字が小樽市の一般財源から出ているということが明白でございます。やはりこの数字をきちんと、市民の方へのお示しはしていると思えますけれども、まさかこの6年間で現在120億円のお金が一般財源から行っているということは、なかなか理解しているようではございますけれども、していないというのが私は一般市民の考えだと思います。これからも病院のうんぬんございますけれども、こういうものもきちんと市民に示していかないと、なぜか市民の方は小樽市がつくるのだから、病院がいいのではないかなという、そういう思いがあるようでございますので、この120億円というお金をどういうふうに市当局では考えてい

るか、最後でございますけれども、市長、ちょっとその見解を示していただければと思います。助役でもいいです。

助役

今、一般会計からの繰出しの件でお話がありましたけれども、前にも説明してはいますが、これは交付税措置がという部分は、おおむね13億円の10億円ぐらいはルール分という形であれですから、6年間、80数億円のうちの60億円は国から来ている手当だと。そのほか不採算部門で抱えていますので、その部分についての一定の繰出しをしていかなければならないという自治体病院のある程度宿命的なものも一つあるということです。

それから、44億円の貸付けですけれども、これは平成5年から貸付けをしていたという経過の中で、企業努力を促す意味もあって貸付けにしていた。満額黒字になっていた、単年度収支の黒字のために財源補てんをやめて、一定程度貸付けをした累積が44億円になったわけです。ですから、本当であれば、単年度収支、黒字を保つために平成5年から満度やっていたら、病院側の主張としては、当然繰出ししてほしかったというのが本音だったと思います。ですから、全体の会計の中で、貸付けにせざるを得なかったと。それで、44億円はほかの事業に使ったということですから、いろいろな整備事業にまた回っていったということですので、その辺は御理解いただきたいと思います。今後の問題については、今までも話していますように、一日でも早く病院を建てなければ赤字から抜け出せないということもございますので、何とか建設のめどを立てて、そして新しい病院での収支均衡を図っていくような、そういう努力をしていきたいと、こんなふうに思っております。

上野委員

今の助役の説明は私も前にもお聞きしていますので、大変苦しい中のお答えだと私は理解しております。決して楽な形の答弁でないというのは、これは私もわかっていますけれども、先ほども申したように、こういうことも市民になるべくわかりやすく説明して、そういうことを開示していくことが、大変今後大事ではないかなと。特に私自身も議員として数字は大変不得意なわけでございますけれども、議員の立場でいろいろ見ていきますけれども、市民はもっと数字に対しては疎いのではないかなというような、これは失礼な言い方なのですが、市民というのは、そういう感覚でいますので、今後とも苦しいものは苦しいという形できちんとわかるような形で示していただきたいと、それを願ひまして、私の質問を終わります。

森井委員

小樽病院の現状と問題点について

では、せっかく病院の話が出ていますので、続けて少しお聞きしたいのですが、病院の会計の方が決算は基本的に一くりにされていると思うのですが、小樽病院と第二病院を別にして単年度収支でどのような感じになっているのか、端的でいいのでお教えてください。

（樽病）総務課長

まず、小樽病院の方ですが、平成16年度の決算でいきますと、病院事業収益が68億9,700万円、これに対しまして病院事業費用が70億6,900万円ですので、差引きで1億7,200万円の赤字になっております。

（二病）事務局長

二病の方は、事業収益が43億900万円、それから事業費用の方は41億7,400万円、差引きで1億3,500万円の黒字となっております。

森井委員

先ほどの新市立病院の話もありましたけれども、第二病院の方は黒字で推移していると思います。決して第二病院が新しい病院だというわけではなく、どちらかという、イメージとしては何かしらのものに特化している病院というふうな考え方を自分としては持っています。今後、よく公的病院として必要な部分はどの部分なのか。ある種不採算部門をやっていかなければいけないというような話もありますけれども、現状の先ほどの上野委員から質

問があったときにお答えいただいたように、年間における一般会計からの繰入金で10億円を超えているというのは、先ほど助役からの答弁もありましたけれども、自分は規模が大きすぎるのではないかと考えております。細かく地方交付税として幾ら来ているのかというのは、現状でははっきりわからないとしか言われないので聞きませぬけれども、その点を含めて現状で改善をしていける余地というのは自分としてはあるのではないかと考えますが、とりあえず現状の問題点として何かもし抱えられているものがあれば、お教えいただければと思います。

（樽病）事務局長

今、各病院の16年度の収支状況を出しましたけれども、確かに1億7,200万円の単年度で赤字が収益で出ました。これは、16年度につきましては、従前から私はこういった機会に何回も話しておりますけれども、やはり16年度において医師が途中退職したということが、非常に16年度の決算に大きく響いたと、これは間違いない事実でございます。現状、今そういった中で、例えば17年度に医師がすべて確保できたかといいますと、まだ33名ということで、16年度末では37名おりましたから、まだ4名確保できていないという状況で、これにつきましては、医師の確保ということは、非常に重点課題として院長以下取り組んでおります。これはどういうことかといいますと、やはり医師が欠員を生じていきますと、診療体制を縮小せざるを得ない、外来の午前と午後を診療、外来受付していたものが午前中だけにせざるを得ないといった状況、それから抱える入院患者数も一定程度抑えざるを得ないということございまして、こういったことがやはり収益には非常に影響してきていると。これは17年度にも引き続いている問題ですから、今申したとおり医師の確保というのが最重点課題として、今取り組んでおります。

それから、新病院が建つ場で、これは毎日入院患者もおりますし、外来患者もおりますので、新病院に向けてということもありますけれども、医療のサービスと質の向上というのは、今の病院でも取り組んでまいらなければならないということで、新聞等でも御案内と思っておりますけれども、機能評価等で組織が現在医療レベルとして小樽病院はどうか。それから、病院の中のそれぞれ取決め事が、それなりのしくみの中できちんと周知なり合意なりができていくのかということが、これは機能評価で、今、作業を進めていって、いわゆる評価を受けるということですから、この二つが大きな機能評価の目的、こういったことで職員の医療のサービスの向上、患者に対するサービスの向上ということも、これは取り組んでまいらなければならないというふうに感じております。

それから、18年度の医療費改定という、今盛んに新聞等で取りざたされておりますけれども、非常に厳しい状況が予想されますけれども、そういったものも踏まえた中で、収益でいろいろな影響が出てくると思っておりますが、支出の方では、例えば給食の委託は小樽病院で17年度、4月1日から実施しましたけれども、これの財政効果というのは約1億円ございます。それから、第二病院で来年4月から給食の委託ということも、今、検討して実施に向けて作業を進めております。これも、数千万円の財政効果があります。病院といたしましては、やはりこういった大きなシステム的な改革ができないかということも、いろいろな部分で検討していく必要があると思っております。できるものから今やってきております。今後とも一般会計の財政事情も非常に厳しいという中で、これだけの繰入金をいただいて、なおかつ収支が非常に厳しいということで、非常に心苦しいのですが、我々病院としても今言ったようなあらゆる手だてを講じながら、新病院に向けて努力すべきことは最善の努力をしていきたいというふう考えております。

森井委員

問題点を聞いたのですが、その改善策までお答えいただいたのですが、今お答えいただいた問題点としては、医師が確保できていないという以外は、自分にはよくわからなかったのですが、ほかにそれ以外に問題点があるならば、もう一度改めて答弁願います。

（樽病）事務局長

問題点といたしましては、ちょっと先走って改善点を言ってしまったけれども、非常に老朽化が進んでいて、病院の環境が、特に入院患者にとっては非常に厳しい状況があるということが一つございます。そういったものの

改善が必要だというふうには思っております。

それから、いろいろな面で病院経営を考えていく上で、先ほども言いましたけれども、企業としてのシステム的な問題が、果たして会計的な問題、私が常に申しています今の形ではなく、公営企業法の全部適用といった問題が果たして検討していかなければならないのではないかと、そういった問題も抱えております。

森井委員

そのシステム等の問題についての改善策は、先ほどあわせてお答えいただいたのですけれども、その問題点が本当に今のお話の中の 3 点なのかどうかというのが、今お話を聞いていて疑問な部分があります。老朽化は確かに老朽化だとは思っています。しかしながら、先ほども言いましたけれども、第二病院が果たして新しい病院なのか。その古い病院の中で黒字を出している。これは確かに抱えている科とか、そういう何を中で診療しているのかと、そういう部分もありますけれども、自分は問題点がどうしてもそこにあるのだろうかというのが、とても気になる部分です。先ほどさきに解決策として答弁いただいたシステム的にであったりとか、又はいらっしゃる患者に信頼されるサービスのもの、そういうものをどのように高めていくかということが重要だと思うのですけれども、システムの話は先ほど多少お聞きしたのですけれども、その客又は患者からの信頼を受けるためには、どういうふうな考え方を持っているのか、改めてお聞きしたいのですが。

（樽病）事務局長

客へのサービスの向上、それから客に信頼される、愛される病院となることが非常に大切なことだと思っておりますし、果たして今までそれが十分だったかという、これは非常に疑問があるというふうに私自身も考えております。そういった中で、先ほど言いましたように、機能評価ということを 9 月に決定をいたしまして、今、作業に取り組んでおります。

それともう一つは、機能評価の観点から外れて、市立病院に第二病院を含めまして来る患者が病院に対して満足しているのかどうかと、そういうことも、顧客満足度調査といいますけれども、こういったものも並行して、これから早期に取り組んでいくということで今考えております。このいろいろなことを手だてをしていくわけですけれども、先ほど言いましたけれども、一番大事なことは、こういった作業をする中で、職員一人一人がそういった患者に対するサービスの向上、医療レベルの向上ということを一人一人がこういった作業の中で自覚するということが、非常に意味があるのだろうと。そういう方向で今考えているいろいろなことをやっています。

森井委員

その話と新市立病院を建てることを絡めることそのものは、概念としては別々な話だと思うのです。現状でできることはまず何なのか、現状の中で赤字を改善できる、また、質を高めることがまず重要で、新市立病院は確かに老朽化のことを考えれば、考えなければいけない。けれども、今回の決算から見て、これから何をしなければいけないのかというのは、目標は決して新市立病院ではなくて、やはり内部における質の向上ではないかなと思いますので、今の話から機能評価又は顧客満足度調査、その他いろいろな取組をされていると思います。新市立病院も確かに重要なのですけれども、現状の中でどれほどの質を高めるかということを重点的に考えて、今後も取り組んでいただきたいですし、自分も見守っていきたいと思っていますので、よろしく願います。

では、もう一つ駐車場においての通告をさせてもらっているのですけれども、今までも公明党の佐藤団長がよくたぶん自分がこの仕事につく前から何年もかけて取り組まれているお話だと思いますし、自分自身も先ほどレクチャーの中でいろいろな話をさせていただきました。実際に、まちなかにおける駐車場のあり方そのものの考え方から、いろいろな意味で予算特別委員会も含めていろいろとやりとりをさせていただきたいと思っていますので、今日は控えさせていただきます。終わります。

委員長

平成会の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

民主党・市民連合。

武井委員

今日、総括ですからくどいことは言いません。この決算説明書を中心にお尋ねしていきたいと、こう思っています。

中高層建築物紛争調整委員について

まず、166ページの建築管理費についてお尋ねします。

この中に中高層建築物紛争調整委員報酬という費用が盛られています。耳新しい費用でございますが、この中身とこの委員の構成メンバーについて、まずお答えください。

（建設）建築指導課長

まず、一定規模以上の建築行為を立て看板によりまして事前に周知する中高層指導要綱と連動いたしまして、小樽市中高層建築物紛争調整委員会条例というものを平成4年に制定してございます。この仕事の中身は、建築主と近隣住民との間の紛争を調整しまして、当事者間の円満な解決を図り、もって良好な居住環境を保全することを職務としてございます。それから、委員ですけれども、5名以内ということで条例で決まっています、現在3名委嘱してございます。構成は弁護士1、民事調停委員1、工業高校の教諭1、その3名から成ってございます。

武井委員

この委員の予算として1万6,500円を盛ってあるわけですが、最近の会議の議題といたしますか、この委員会に諮った内容を説明してください。

（建設）建築指導課長

平成16年度は4月に1回開催してございます。具体の紛争調停案件はございませんでした。2年ごとの任期のため、委嘱を行いまして、議題といたしましては、委員長選出並びに中高層建築物の届出状況、取扱状況について報告を行ったものでございます。

武井委員

来年の4月に向けて景観条例ができますが、これからこういう問題が非常に多くなってくると思いますので、この会の、これは別に秘密会議ではないと思うのですが、中身をオープンにしていただける会議なのかどうなのか。

（建設）建築指導課長

事案が個人の情報、プライバシーに係る場合はあれですけれども、それ以外の場合は基本的にはオープンという形で考えてございます。

武井委員

これは、こういうのが開かれますという告知はあるのですか。

（建設）建築指導課長

今のところはそういう周知といたしますか、そういったことをしたことはございません。といたしますのは、中高層建築物紛争調整委員会条例、平成4年に制定しましてから、事前周知で近隣住民から説明会等を求められる中で、建築事業者が説明をしたり、そういう中で紛争に至る前に指導要綱の方で解決している状況がございまして、今のところはまだ紛争の調停までいっている事案がない状態でございます。

武井委員

これは都市計画審議会も秘密会にするか、オープンにするか、前の委員会で決めて取り扱っていますが、これらの問題もこれからいろいろと市民の関心が高くなってくると思いますので、できることであれば、いついつこういう会議が開かれるということを事前に告知してほしいと、知らせてほしいと思いますが、いかがですか。

建設部鈴木次長

この紛争委員会でございますけれども、これについては建物の高さ10メートルを超える部分、建物について双方事業主と周辺住民との間での話合いの中で、こじれたと言ったら変ですけれども、なかなか解決に至らないといったときに、この紛争調整委員会にかけるわけですけれども、今までこれは市と事業者、住民の方々、三者による話合いが行われてきて、この委員会までに至らなかったということで、まだ開催は1回もございませんけれども、今後については恐らくそういうことはまだ出てくるとは思いますけれども、この点については事前に委員会の開催の周知というのは、なかなか難しさがあるのではないかと思います。これはいろいろな双方の考え方が絡んできますので、なかなか事前に周知、また、公開については、紛争という形になってございますと裁判ということにもなりかねないということがありますので、これについては慎重にいかざるを得ないかなということがあって、今の段階で委員会を周知するとか公開をしていくというのは、その紛争に関しては難しいと思います。

武井委員

ですから、これは事前にその中身は都市計画審議会のようにわかるのでしょうかから、この次の議題がわかっているならばオープンにできるのかマル秘なのか、判断できると思うのです。いかがですか。

建設部鈴木次長

これにつきましては、双方がトラブっているときに、なかなか解決策を見出すことができない、こういった案件をこの紛争委員会にかけているわけですけれども、今の状況でいくと、委員会をいつ開くかといった周知というのが難しさがありますし、公開ということについても、これはなかなか難しさ、双方の考え方、こういったものがありますので、公開するということには難しさはあると、こう思っています。

武井委員

それでは、最も近い紛争問題は、どういうものがありましたか。

建設部鈴木次長

この紛争調整委員会については、今までこの2年ごとの任期なものですから、これに伴っての委員会は開いておりますけれども、紛争に至ったという経過は平成4年に設立しましたけれども、これについては1回もございません。今までは、市と事業者、住民との話合いの中でそれぞれ解決をしてきたということになっていきますので、委員会については、紛争については開いておりません。

武井委員

そのところを私がさっきから言っているのですが、そういう紛争に至っていないものであれば、この委員会はオープンにできるのではないのですか。そういうときは告知ができませんか。それは事前にわかるわけでしょう。

委員長

次長、はっきり経緯を。

建設部鈴木次長

これにつきましては、何回も申し上げますけれども、あくまでも事業者と付近住民の方のトラブルといいますが、その問題解決、その計画に対して住民がある程度提案したことに対して、そのための問題解決をしていく上で、紛争になった場合、双方が主張を言い合ってなかなか解決に至らないといったときに、この委員会にその問題を上げることができるという形なのです。ですから、これについては今まで平成4年から委員会を立ち上げていますけれども、この案件で紛争委員会を開いたということはない。あくまでも、任期による委員交代だとか、そういったことで2年に1度は開催をしていますけれども、そういった紛争のことでの内容の委員会は開いたことはありません。

武井委員

聞かせるような会議はやったことがないと。役員の改選のときだけだと、端的に言えば、こういうことなのでし

よう。

建設部長

次長から話しましたように、行政側としても、住民、また事業者の方の意見を十分聞いて、紛争委員会をかける以前に、行政努力の中で解決を見いだしているということでございますので、決してこの委員会をなくしていいという話ではないと思うのです。最終的には、こじれた場合には当然こういったことで委員会にかけの必要がありますので、そういった意味では設置理由はあるのです。ただ、それに対しての、うちはそれ以前に行政努力の中で解決をするという話ですので、そのような御理解を願います。

武井委員

これはまた、今後、建設常任委員会の中でやらせていただきます。納得できませんから。

道路用地購入費の内容について

次、167ページ、道路橋りょう総務費というのが載っています。この中に道路用地購入費、塩谷線ほかというふうになって145.09平方メートル購入したことになっています。これについて、まず内容と塩谷線のどこを買ったのか、お知らせください。

建設部関野次長

平成16年度の道路用地購入費、塩谷線ほかということですがけれども、塩谷線並びに記念通線、文庫歌支線通線という市道名でありますけれども、3路線で購入しているところであります。

それと、塩谷線の場所なのですけれども、所在地で申しますと、塩谷線はかなり長いのですけれども、長橋2丁目42番、目標物と言いますと、旧国道5号のところに砂和会館というのがあるのですけれども、その裏手の塩谷線でございます。

武井委員

この塩谷線の改良は、非常になえば公園から三つ目観音の方には、幸町の方には、非常に早くから工事が進んでいます。ところが、この2丁目の方は遅々として進んでおりません。これは志村市長のときから懸案事項の内容だったはずですが。市長も私の質問に対して、いずれにしてもこれは何とかしなければならぬということは言っているのですが、なかなか進んでいきません。今おっしゃったところは、あそこのところ、今工事といいますが、あの曲がり角のあたりではないかと私は思うのですけれども、色内小学校に通学しております児童の父母の方から非常に危険だと。何とかしてくれという御要望が出て、路肩の白線は引いていただきましたけれども、その後改良が進んでいません。何とかこれを進めていただくように。なかなか思うように進まない。がけもありますし、住宅も込んでいますから大変だとは思いますが、これからの目標といいますが、考え方についてお示しください。

建設部関野次長

塩谷線につきましては、かなり道路の幅員の広いところと狭いところ、また、がけに面しているところとか、いろいろなところがございまして、全線まだ改修は終わっていない状況でございます。その中で、今お話しのカーブのところ、その部分につきましても、一部道路用地を購入しまして、拡幅して整備をやっているところでございます。それで、費用も非常にかかるということで、なかなか進んではいないというふうに思います。今後に当たっても、この路線につきましては、非常に重要な路線ということでの考え方でございますので、財政状況を勘案しながら、今後進ちょくについて継続して検討していきたいしたいと思います。

武井委員

ここ富岡の砂留線、道路の真ん中に下水が掘ってあるのです。狭い上に、さらにこの冬になりますと、下水の上に穴があきます。車が交差すると、その穴の中に入ってしまう。非常に難儀しています。ですから、これらの塩谷線についても、計画的に下水も路肩の方に寄せるといふ、前の質問に対してお答えになっているのですが、この考え方も含めて改良をやっていただきたいと、こう思いますが、いかがですか。

建設部関野次長

道路自体には、車が通るほかに、水道、ガス、下水、いろいろな占用物件がございます。これらを利用するといふ目的がございます。道路の改良に当たりますは、この占有者と打合せしながら、今後とも道路整備をやる段階で検討していきたいと思えます。

武井委員

よろしくひとつお願いいたします。

コミュニティ道路について

次、169ページです。交通安全施設整備費といたしまして、コミュニティ道路の新設工事費が決算されております。一つの線は410メートル、一つの線は216メートル、費用を見ますと、大体最初の方が3倍ぐらい、距離にすれば2倍なのですが、金額にすると3倍になっていますから、相当都心に近い線かなと思うのですが、このコミュニティ道路の場所、これ二つあるようですが、それぞれ答えてください。

（建設）建設課長

コミュニティ道路の新設工事の内容について説明いたします。

まず1本目、今、414メートルというお話でしたが、場所につきましては、本通線といたしましては、小樽郵便局の通りのところ。そこについての箇所が1か所、それから比較されましたもう一か所が育成院前通線という通りでございます。その場所につきましては、奥沢小学校の向かいの通りということで施工しているところでございます。申しわけございません。もう一か所、大通線というのがございまして、これにつきましては、オーセントホテルに面した通りの実施ということでございます。

武井委員

コミュニティ道路の定義づけをお願いします。

（建設）建設課長

小樽市で実施しておりますコミュニティ道路の整備につきましての定義といたしましては、歩行者の通行空間と自動車の通行空間を物理的に分離する。そういったことで歩行者の安全、快適性に考慮した制度であるということで、バリアフリー化ということも含めての定義になっております。

武井委員

これは、ここに410メートルだとか、210メートルとかあまり長い距離でないところを工事しているようですが、これからこういうコミュニティ道路、交通安全のためだということになると、計画的に今度はここだという順番とございますか、計画はあるのですか。どんな計画を持っていますか。

（建設）建設課長

平成14年度から中央南線とか大通線、本通線等を整備してございました。また、今申し上げました本通線、大通線、育成院前通線については16年度、17年度の2か年で整備することとなっております。ただ、18年度から今具体的な整備箇所というのはございません。そういったことで、18年度以降の実施については休止ということでございます。

武井委員

これは交通安全施設整備費ですから、確かに小樽はあまり道路の広いところはありません。したがって、この事業は大切な事業だと思いますので、計画的にきちんと整備をしてやっていただきたい。特に歩道は後からできた歩道が非常に多いのです。ですから、歩道の真ん中にいろいろと電柱だとか、あるいは消火栓だとか、こういうものが入っています。非常に身障者の、あるいは盲人の方々が不便を感じているようです。ですから、そういう意味でできるだけ計画的にきちんとやっていただきたい。消火栓を動かすにしても、お金が大変高くなるはずですが、何か100万円ぐらいかかるということを知っておりますけれども、大変だとは思いますが、計画的にやっていただき

いと思います。

河川改修費について

次、174ページ、河川管理費でございます。河川整備事業費、これ河川改修費、於古発川ほか 6 河川、6,800万円と載っていますが、このほかというのはどこの川ですか。

（建設）建設課長

6 か所について説明いたします。

まず、1 か所目が色内川河川改良工事、2 か所目が入船川河川改良工事、3 か所目が春香川河川改良工事、4 か所目が浜中川河川改良工事、5 か所目がゴンシロ川河川改良工事、6 か所目として奥沢川河川改良工事の以上 6 か所です。

武井委員

於古発川の改修工事は、どのような工事をやりましたか。

（建設）建設課長

於古発川につきましては、公園に接した部分の河川でございます。主に老朽化がひどく、その護岸の積みブロックを積み替えたということで、延長にして25メートルぐらいの積みブロックの護岸工事となっております。

武井委員

これは前から私は言っているのですけれども、またそれが別の方向へお金が使われた模様ですね。

於古発川の改修に当たっては、3面コンクリート、これはできるだけなくすように、今、苫小牧あたりはもうみんな取り組んでいます。サケが上っても産卵をする場所がないですね。コンクリートの上でみんな卵を産もうとしても、これは産めるわけがない。育つわけがありません。それで死んでいっているのです。育ったなと思って死んでいっているのです。ところが卵は沈砂池に流れていってしまうと。こういう非常にサケに対しては冷たい工事に金を使っている。もう少しそれこそ10メートルでもいい、少しずつで結構ですから、カナダのように、あるいはアラスカのように、あるいは苫小牧のように、こういうような工事をできるだけ三面工事を崩しながら、卵の産めるようなサケに優しい工事をしてほしいと、こう思うのですが、いかがですか。

（建設）建設課長

於古発川の河川改修につきましては、あくまで改修ということでございます。新規に改修するということではございませんので、今ある中で改修させていただきました。ただ、今、河川で整備している内容といたしましても、なるべく既設の護岸の間知石を採用したり、自然石を河床に張るなどして、自然の景観を取り入れる形で整備をするというような形で、できる限り努力しているところでございます。

武井委員

私の今質問したのには外れた答弁だと思いますが、同じ25メートル積み立てるのであっても、できるだけそういう自然の川に帰すと、こういうような工事ができませんかと、そういう計画はできませんかと聞いているのですが、お答えください。

建設部長

於古発川については、長い間多くの議論があったと思っております。その中で、今、河川を挟んでの道路の設置状況だとか、駐車場の整備だとか、様々な問題、さらには地権者の所有の問題もあって、一概に抜本的な改良ができないエリアになってございます。そういう中で、今回やっている工事は応急処置的にしている部分でございますので、部分的に改良が難しい状況でございます。そういう意味では、於古発川のあるべき姿というのは、抜本的に検討した中で議論をしていかなるを得ないと思っておりますが、なにぶんこの河川は北海道河川に昇格してもらうという話もありますので、関係機関と協議をした中で議論をしなければ、今、委員のおっしゃっているような内容にはならないと思っておりますので、いま一度庁内でどんな問題があるのかも検証し、また関係機関とどういう話が

できるのか、もう一度検討してみたいと思います。

武井委員

代表質問で私がやったときに、議場で笑い声が出た内容です。運河にサケを呼ぶ。ばか言えと。そんな50年も帰ってこない、帰ってくるかと言って笑われました。しかし、帰ってきました。帰ってきたサケがいる場所がありません。みんな於古発川に上がっては、傷ついて死んでいくのです。おかげさまで勝納川は魚道が遅ればせながらできました。これも上ってきてからできたのです。3,000万円ですか、道の予算がついた魚道でございますけれども。いずれにしても、せっかく帰ってきたサケ、もう少し大事にしてほしいと。親水性にしる何にしる、せっかく何千尾と泳いで帰ってきたサケ、母の川に帰ってきたサケ、これをぜひとも大事にしてやってもらえる工事をお願いしたいと。これはお願いですから、今、部長のおっしゃった方向に向けて努力してください。

次の問題は港湾の建設費の問題、182ページ。

小樽運河のしゅんせつ費について

これ、小樽運河浄化対策事業費としてしゅんせつ工事費138メートル、8,414万円ほどが載っておりますが、ここは市民とすれば北運河のしゅんせつをして欲しいという声が高いのですけれども、この138メートルのしゅんせつの場所はどこですか。

（港湾）事業計画課長

小樽運河の浄化対策の施工場所でございますけれども、運河全体1,140メートルのうち、北部運河が470メートルでございます。平成16年度は470メートルのうち、北浜橋の前後138メートルのしゅんせつを行ったものであります。

武井委員

これは北運河と理解していいのですか。

（港湾）事業計画課長

はい、北運河でございます。

武井委員

ありがとうございました。できるだけ北運河の方も何か忘れられていたような場所でございますが、一番原型の残っているのは北運河です。ぜひともひとつこれからも注意してやっていただきたいと。これは要望だけにとどめておきます。

小樽港縦貫線の工事と国道5号の横断歩道設置について

次の問題は、小樽港縦貫線の問題について。これはこれに載っておりません。小樽港縦貫線の工事ですけれども、もう目鼻がついたのでしょうか。いつごろをもって終了するのですか。

（港湾）事業計画課長

縦貫線の工事でございますけれども、現在ウイングベイ小樽の方から4車線化の工事をずっと進めてまいりまして、フェリー交差点のところまで来てございます。フェリー交差点のところまでの工事は平成19年度完了を予定してございます。

武井委員

そうすると、桜の東小樽の十字街までは、まだ相当時間がかかるという見通しなのですか。

（港湾）事業計画課長

平磯岬部分につきましては、昨年7月末をもちまして、急カーブだとか急こう配の解消を進めまして、昨年7月に開通してございますが、それ以降の4車線化につきましては、現時点での市の財政状況等を考慮しますと、なかなか継続して進めることが困難であるというふうに考えております。

武井委員

そこまではわかりました。これから先、この4車線化が完成したとき、この小樽港縦貫道路が完成したときは、

あそこの東小樽を立体交差にするという過去に答弁をいただいているのですが、その計画は崩れていませんか。今、まだ生きていますか。

（港湾）事業計画課長

4車線化に当たっては、札幌から縦貫線に入る車線については、立体交差をするということで開発局と打合せは終わっております。

武井委員

この立体交差が終わりますと、今でも桜2丁目の国道5号は非常に交通量が多い、事故がある線です。当然、あそここのところは、今まで4車線で札幌方面から来たのが6車線に変わる場所でございます。ですから、非常に事故があるのですが、これ、今のが全部でき上がって立体交差になると、ますますこの事故が増えるのではないかと思います。私がこの問題を出してから、もう既に交通事故は何件も起きているわけですが、バス停がみんな海側なのです。利用する人は全部山側なのです。マンションにしる、あるいは開発の官舎にしる、あるいはコンビニエンスストア、これもみんな山側なのです。そこで事故が起こるのです。ところが、どうしても東小樽の地下道を利用しなさいというのですけれども、地下道を利用しろといったって、あそここのところの距離から考えて、あれは船浜の人たちが上がってくるのを考えても、あれをまた東小樽まで戻って、それはなかなかできません。したがって、東小樽からあの坂を上りきる信号がありますが、この間に何とか歩道をつくってほしいと。私ももう1年以上かかってこれを言っているのですが、なかなか実現しません。公安委員会と相談したいという答弁まではいただいているのですけれども、それ以上先はありません。何とかこの交通事故を防ぐためにも、市はコミュニティ道路までつくって交通安全対策をやっているようですから、これはぜひとも国道の横断歩道、何とかつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

建設部関野次長

東小樽の交差点、国道との交差点から札幌側に、ちょうど河辺石油のところまで約750メートルの区間について、今、言うなれば横断する場所がないということで横断歩道をつけてほしいという声があります。現状の中では非常にS字のカーブになっておりまして、至近距離といえますが、車の運転手がカーブの中で車を走らせている中でドライバーが信号を見ることが難しいのではないかと、その間の横断歩道はとまるのが難しいとか、いろいろな課題がございます。その中で、道路管理者である開発建設部といろいろと、市の方として話してきた経緯がございます。また、公安委員会の方からもなかなか、話をした中では非常に難しいという話は聞いております。今後、公安委員会の方に改めて話をしましてもなかなか難しいという報告が一度来ているものですから、我々はそういう感じではやはりちょっとなかなか難しい場所にあるのかなと思います。

武井委員

難しいのを解決するために皆さんの仕事があるわけでございますから、そここのところ、ああそうですかでは困るのです。ですから、ぜひともそここのところを理解していただいて、あそこがどれほど危険な場所か、ひとつ皆さん立って見てきてください。コンビニエンスストアの前に立って見てください。本当に事故が多いのです。それはそうでしょう。あそこの上り、朝里の方から来るのも、こちらから行くのもみんな上りなものですから、スピードを出すのです。ところが見えないのです。坂の向こうを歩いている人、こちらを歩いている人が見えないのです。そしてカーブなのです。そして、4車線から6車線になるところなのです。こういう場所であるだけに、非常に難しい場所です。こここのところをぜひとも、しかもあの道路をふさげということはできませんが、船浜からあの国道に上がる道路、ちょうどまた上がったところがいいバス停のある場所なのですから、結局あの道路をふさぐことはできないでしょう。そうすると、コンビニエンスストアに行く人たちはみんなあそこを横断するわけです。これは大変なことだと思いますが、ひとつ粘り強い交渉の仕方をお願いしたいと。今、700メートル超えているはずなのですが、200メートルあればできるはずなのですが、根強い交渉をお願いしたいと思います。いかがですか。

建設部長

この問題については、私も何度も議論した経過があります。その整理をしますと、東小樽交差点からカーブが約 750メートルで、設置箇所というのは、ちょうど真ん中あたりは S 字カーブの部分というふうに御案内しました。私も現地も見ましたし、開発建設部や公安委員会との協議もこれまでにした経過がございます。その中でやはり問題点が三つありまして、一つは札幌から小樽に入るときに、下りのカーブが右カーブなのです。かなりのスピードが出ているという点では、特に至近距離、要するに運転をされていて交差点、横断歩道のときにとめる距離、要は至近距離というのですけれども、その部分がとれないというようなことが一つございます。もう一点は、逆に東小樽から札幌に向かうとき、左カーブの部分に当たります。これは緩やかな上り坂になっていまして、当然その段階で横断歩道をつけて一たんストップしますと、大型トレーラーなどが上がれないであるとか、そういう形の中で、渋滞をさらに起こすというような、もう一つは、縦貫線が完成したことによって、札幌から小樽に入るとき、交差点を右に入っていくわけですが、今かなりの便利性が問われまして、かなり渋滞をしていると。さらにそれに渋滞プラス横断歩道をつけることによって、さらに渋滞が起きるということになりますと、せっかく渋滞緩和の措置も、無意味と言いませんけれども、効果がなくなる話、そういうようなこと等もあって、開発建設部なり公安委員会は厳しいというふうな話をされています。それについて、抜本的な解決はという点ではなかなか厳しいということで、根強く交渉はしていますけれども、そういう判断は物理的に変わらないだろうと思っていますので、今、次長から申し上げましたように、根本的な解決は厳しいという答弁をさせていただきました。

これについては、今、下の船浜町から歩いてという話でありますけれども、その部分については、上に上がっていただくか、下の東小樽交差点に下りて横断いただくという形をとっていかざるを得ないのかなと思ってございまして、この点については、御理解いただきたいというふうに考えてございます。

武井委員

最後の問題ですが、今の問題は承知してくださいといっても承知できないから市民が要求しているのだろうと思います。ですから、ぜひとも根強い交渉をしてほしい。今の答えは、どうしてもまだちょっと車の方に弁護の答弁にしか聞こえません。市民を守るためのひとつ答弁を研究してほしいと思います。

最後の問題です。

菁園中学校のグラウンドの芝生化について

198ページに菁園中学校の問題が出ています。これは私が代表質問でも取り上げた問題だけに、最後に聞きたいと思いますが、今、全道的に中学校のグラウンドの芝生化が進んでいます。昨年現在でたしか 5 校済んでいるわけですが、これをやるに当たって、ぜひともこの機会に菁園中学校のグラウンドを整備するに当たって、芝生化はいかがですかと、やっていただけませんかということを話しましたら、半分ぐらいはする考えでありますと、こういう答弁をいただいているのですが、その後どのような整備をしたか。

（教育）総務管理課長

菁園中学校のグラウンドの芝生化ですけれども、結果的には整備したのは約 5,600 平方メートルです。そのうちのり面を芝生化しておりますけれども、グラウンド内の防球ネットの部分、約 150 平方メートルを芝生化しております。

武井委員

恐らくこれからも中学校の問題あるいは統廃合問題が進めば、また工事が出るとは思いますけれども、全道的に調査しまして、時間がなくなってしまうからあまりくどく言いませんが、ぜひとも芝生化を進める方向で再度工事を進めてほしいと、こう思います。今後の方針についていかがですか。

教育部長

今回の菁園中学校のお尋ねでございますけれども、これは御案内のとおり敷地形状の観点から、なかなか難しいということですので。今後につきましては、武井委員もおっしゃったように、屋外整備環境というのを大変重視してい

かなければならないと、そういう観点に立って学校施設の整備に努めてまいりたいと、こういうふうに思います。

武井委員

終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。

共産党。

菊地委員

室内水泳プールについて

19日の決算特別委員会で室内水泳プールについて古沢委員が質問しています。そのときの宿題があるのですけれども、教育委員会として総務常任委員会に報告したことは事実ではなかったのだから、だれがそういう報告の責任を持つのかということと、教育委員会としての報告でないとしたら何の報告なのか、決算特別委員会の最終日までにするのかきちんとした説明をしてほしいということで宿題になっているのですが、そのことについて教育委員会の報告をお願いします。

教育部品田次長

このたびの第3回定例会の総務常任委員会での報告の件でございますけれども、その報告につきましては、さきの9月29日に開催されました定例の教育委員会で、再開発の準備会からの途中経過の検討内容、それから今後の対応が必要になってくるという、そういう観点の考え方につきまして、その旨委員会の方に話をしまして了承をいただいた中で、総務常任委員会の方に報告をしたということでございます。

菊地委員

その9月の下旬の教育委員会の会議におきまして、プールについて廃止する方向で教育委員会は了承するとか、そこまで踏み込んだ話にはなっているのでしょうか。

教育部品田次長

駅前サンビルの件でございますけれども、一応本年7月に再開発の準備会が発足してございます。それまで、途中経過につきましては、随時教育委員会の方でも情報提供を行ってきてございますけれども、一応教育委員会の方々につきましては、事業の重要性と申しますか、そういう意識を持っていただいております。その重要性の中では、教育委員会だけではなくて、市全体の取組が必要であろうという認識は持っております。そういう中で、私ども、協議をいただいたかという部分でございますけれども、先ほど言いましたように、総務常任委員会に向けて報告するという内容につきまして話をさせていただいて、了承をいただいたところでございます。

菊地委員

非常にわかりづらいというか、私が理解できないだけなのかもしれませんけれども、では逆に言いますと、室内水泳プールの廃止そのものについて、教育委員会としてはまだ決めていないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

教育部長

このたび準備会が現在検討をされている案ということにつきまして、まずあそこの施設全体の規模あるいは用途、こういった問題、それと敷地の問題、こういったことを私どもも状況説明では受けております。そういったことを教育委員会の委員の方にも話をしていると、こういった経緯もございまして。

そうした中で、今回の事業があくまでも民間主体の事業だということで、そしてしかもあそこの小樽駅前という小樽のまちの大切な顔ということに対しまして、まちなか活性化は後々図っていく必要があるということも私ども

事務局といたしまして、まず関係部長会議の中でも話がありますので、そういった一定の認識を持つ中で、今回、民間の方々の経済界、そして商業者あるいは広く市民からのやはり強い要望というものをこういった大きな観点からとらえますと、私ども施設を扱う教育委員会といたしましても、事務局の意向といたしましても、今回なかなかそのような現況の中でプールが今の場所に入っていくことは難しいなというような一定の考え方、現状の中で、まだコンクリートしたわけではないですけれども、やはり今回の事業の重要性ということを一番にかんがみて、当面やはり代替施設、既存施設の有効活用を図らざるを得ないなど、こういうような考え方に現状立っているところでございます。

菊地委員

それは、今、年間 5 万人の市民の皆さんがプールを利用していると。その受皿が十分だということが認識されたら、なくなるのはやむを得ないという結論を出そうとしている過程だということなのですが、そういうことをおっしゃっているのですか。それとも、まあしょうがないなど。プールはなくなるというふうに考えて、これから事を進めようと、それは、どちらなのですか。

（「端的に答えてよ」と呼ぶ者あり）

教育部長

現在、計画、検討案ということでプロセスだと思っています。そういった中で、今、5 万人の利用ということもこれ実態としてあるわけですが、私どもは、考え方としては今回やはり今の事業というものを重視する中で、何とか違う場所で当面利用者に御不便を少しはかける中で、少しでもそういったような解消を図っていきたく、こういう考え方でございます。

菊地委員

私が知りたいのは、教育委員会としてプールの廃止は認めたのかどうかという、ただそれだけなのですけれども、非常に尾ひれ葉ひれがついて、途中経過の話もあるものですから、わからないのですけれども、正式に決定したのですか、それともしていないのですか。どちらなのでしょう。

教育部長

現時点では正式に先般も答弁しておりますけれども、私どもの教育委員会の会議の中では、四つの議案、そして協議、報告、その他ということに大別されるわけですが、そういったレベルの話は、当然まだしていないわけです。今後、具体的に行っていこうと。先般は現状の経過を報告することの旨の了承を得たと、こういう状況でございます。

菊地委員

それで、もう一つ同じ総務常任委員会に報告されたときに、建設常任委員会でも報告されているのです。そのときに、新谷委員が教育委員会は承認しているのかというふうな質問をしています。それに対して、担当課長が今の段階ではプールを導入しないという方向になっているというふうにお答えになっているのですが、これは教育委員会は承認しているのかと聞いているわけですから、教育委員会は承認しているというふうにとらえられる中身なのですが、この辺についてはいかがなのでしょう。

（建設）まちづくり推進課長

建設常任委員会では私の方から準備会で計画している今の計画案には、室内水泳プールの計画は含まれていないということで報告をさせていただきました。その報告に基づきまして、新谷委員の方からそういった質問があったかと思いますが、私としては現段階ではあくまでもプールの計画は含まれていないということ、教育委員会の方にも報告をしているというつもりでお答えしたものでございます。

菊地委員

ということは、現状では教育委員会としては正式に認めていないと。そして、今の建設の方のお答えでも、教育

委員会の方にはそういうふうには報告しているというお話ですので、これから市営プールについてどうなるのか、そのことはこれからの話だというふうに理解してよろしいですね。

（建設）まちづくり推進課長

まさしくそういうことで、私どもとしては準備会の中でもこれから議論されますし、将来的にも議論をしていかなければならないということだと思っています。そんな中で、教育部長からも話がありましたように、いろいろの条件の中では、この再開発の中にプールを取り込むというのは非常に厳しい状況にあるとは思っておりますが、今後、議論をしていかなければならないことだというふうに考えてございます。

菊地委員

それで、実際、5万人の方々がここを利用しているわけですから、そういう人たちの意見を聞くとか、また、さまざまな団体の方々の意見を聞くということについては、どういうふうにされているのでしょうか。

（教育）室内水泳プール館長

今後、競技団体あるいは利用団体、そういう方々の御意見を聞く場というのは設けていきたいというふうに考えてございます。

菊地委員

もう幾つかの団体の方に説明をしたとか、御意見を伺ったということはないのでしょうか。

（教育）室内水泳プール館長

今回の議会での報告と同じように、現在進められている準備会での検討内容についての説明はさせていただいた経過はございます。

菊地委員

それは何団体ぐらいにしているのですか。

（教育）室内水泳プール館長

競技団体であります水泳協会、それから小樽体育協会、以上の2団体について説明させていただきました。

菊地委員

どういう声が挙がっているかということについては、いかがでしょうか。

（教育）室内水泳プール館長

会議の中では、やはり一つ目としては存続させてほしいという御意見がございました。また、もしそれが不可能であれば、高島温水プールなりの施設を改善してほしいというような御希望などの御意見もございました。

菊地委員

その説明の中で、あたかも廃止が前提にあるかのように、それを翻すことは契約不履行になるから大変な問題なのだ。もう既に、プールそのものを廃止するのを認めてもらわなければ困るような説明はなさってないでしょうか。

（教育）室内水泳プール館長

先ほども申しましたように、現在進められております準備会での検討内容、あくまでも検討途中での内容を説明した状態でございます。

菊地委員

言った言わないのことでありますから。今、私がちょっと契約不履行だというのは、説明の中でどなたかが言ったようなことも漏れ聞こえてきています。まだ2団体ということですが、やはり存続させてほしいという声がある以上は、その方向についてもきちんと可能性を見極めていく必要が教育委員会にはあると思いますので、その方向でぜひ。教育部長、こういうふうにおっしゃっているのです、全市的な問題としてとらえていく。とらえなければいけない。そういう全市的な問題としてとらえる、駅前再開発の問題、そういうことをとらえていくときに、

あそこに社会教育施設として年間 5 万人の市民が利用している、そういう施設の存在意義といいますが、そういうものについて、まち全体の中で教育委員会がどう考えるかということについての独自性というか、主体性というか、そういうものをきちんと発揮していただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

教育部長

今、全体の取組というお話ですけれども、これは先般私が話した中では、教育委員の方々も、教育委員会だけで検討するような枠を超えている問題だと。したがって、この本市全体の取組というのは、市役所内、庁内で全体で関係部が協議していく、そういったような議論が必要だと、そういった意味合いで述べたものです。

菊地委員

ですから、その中で教育委員会としての主張をきちんとしてくださいと私は要望しているのです。

教育部長

やはり、今回何度も申しますけれども、経過の説明というところでございますので、私ども先般も話しておりますけれども、今後、私ども事務局といたしましては、庁内のこれからの動き、それと準備会の動きに合わせた形で教育委員会に今後の対応について話をして議論していくと、このような段取りで進めていくと、こう考えております。

菊地委員

何か準備会の動きが最優先のように聞こえるのですけれども、私は 5 万人の市民の利用のことを教育委員の皆さんがきちんとその実情を踏まえるという、そして社会教育施設が駅前でどういうふうに位置づけられていくのかという、そういう教育委員会としての構想も教育委員会の中できちんと話し合っていたいただきたいと思うのですが。

教育部長

それで、多くの利用者の方がおられるわけですから、今そういうプール関係者の皆さんのことをいろいろそれぞれのことを考えながら踏まえて、教育委員会の中で対応について協議していきたいと、こういうことでございます。

北野委員

量徳小学校の説明会への市長出席について

最初に、市長にお尋ねしますが、適正配置は取下げになって済んでしまった話なのですが、参考までにちょっと聞いておきたいと思うのですが、新市立病院の建設場所をめぐって、市長は量徳小学校の跡か、あるいは築港の方とおっしゃいましたよね。それで、学校が残るということになったら、築港の方で検討を開始するということは、9月13日の学校適正配置等調査特別委員会でおっしゃったわけなのです。これまでの量徳小学校の説明会で、病院にかかわる保護者の意見・要望あるいは見解、こういうのは全部逐一お聞きになっていますよね。説明会の中で出された、樽病をここへ建てるためにうちの学校をつぶすのではないかとか、さまざまな意見、そのほかにもありますけれども、そういうのは伺っていますね。

そういうことなのですが、この中で、私も量徳小学校はすべての説明会へ行きました。この中で、これは市教委主催の説明会ですよ。量徳小学校を廃校にするのは病院を建てるためなのではないのかと。そうであれば、市長にこういう説明会に来ていただいて説明してほしいということを、何回かそういう意見が出ているのです。しかし、そのとき、教育委員会は何と答えているかということ、病院建設とは関係ないと、ありませんと、一しゅうしているのです。しかし、一方で市長は、議会でのやりとりで、病院の問題で呼ばれたらどこへでも出かけるということもおっしゃっているのです。

こういう経過の中で、それではなぜ市長が進んで量徳小学校へ出かけて行って、そういう説明をする場を持たなかったのだろうか、市長のイニシアチブで。こういうことが私どもがまち場を歩くと、そういうことは市長の方からどうだったのかというふうに聞かれるから、いや、議会でそのことは議論したけれども、市長が出向いた

というふうには私どもは聞いていませんということだったのですが、それは事実だと思うのですが、どうして市長は量徳小学校での、反対の立場であっても市長が出てきて頼むというのであったら我々も考えるからどうなのだと、こういう説明なのですよ。これは教育委員会、こういうことを市長に報告していないの。けれども、教育委員会は学校とは関係ないと何遍も一しゅうしていたでしょう。だから、どうして市長はそういう声もあるのに、積極的に出ていかないのかという疑問が今寄せられているので、済んでしまった話だけれども、なぜ積極的に動かなかったかということについてちょっと参考までに聞かせてください。

市長

この問題は、話として、病院をつくるから量徳小学校を廃止するかという問題と、それから教育委員会のこの適正配置という問題、どちらかのスタートがあるわけです。今回は適正配置の問題でこの問題がスタートしたわけですから、適正配置の問題での議論をされている中に、いや、病院を建てるのでひとつ適正配置を了承してくださいという話にはならないだろうと、こういう理由で適正配置を進めなければならないのだから、その説明をやっているときに、のこのこ出かけて行って、いや、冗談じゃない、病院建てるのだから、この話了解してくれなんていう話にはなかなかならないだろうし、筋が違うのではないかという判断で、そういう要請がありましたけれども、病院の話では行きますけれども、適正配置の問題では私は行きませんと、そういうふうに言っているわけです。

北野委員

その区別は私、承知の上で聞いているのです。適正配置の説明会でそういう話が出ているから、だから適正配置の説明会に出ていくなれば、一応市長はいろいろな行政機関の中でリーダーの役割を果たしているけれども、独立行政機関ですから、いろいろ差し支えるという御配慮もあったと思うのです。しかし、そういうふうには水を向けられていることもあるわけですから、そうしたら市長は病院のことで説明したいということで、なぜ来なかったのだろうかという疑問なのです。その辺は私に疑問をぶつけた方は、ちゃんと区別した上で、教育委員会主催のに市長が出ていけばいろいろ差しさわりがあるというのは承知の上で聞いてきているのです。単純なわからないことで聞いているのではないので。それで、どうしてそうであれば、別枠で市長が出て頼まなかったのでしょうかねと。しかもあそこに建てれば土地代がかからないと市長が再三おっしゃっているみたいだから、みんな疑問を持っているのです。そういうことなのです。だから、市長がそういう立場で今おっしゃったことがすべてだと思えますから、積極的に出て行って、小学校関係者に病院のことで説明するという場を設けなかったということだけは事実ですね。

（「委員長、企画政策室長」と呼ぶ者あり）

市長に聞いているのだぞ。

（総務）企画政策室長

私も量徳小学校の保護者への説明会のときに参加をしております、そのときに北野委員の言われたことも参加者の方からございました。それで、適正配置と病院建設の関係については先ほど市長が申し上げたとおりです。ただ、保護者の方から病院のことについても聞きたいことがあるので、その話し合う場面というのは設定できるのかという、そういったことの御質問がありました。それで、私の方からは当然市長はどんな場面でもいろいろな課題について市民の方と話し合うということは一つの政治姿勢として持っておりますので、病院建設の問題についていろいろ御意見なり聞きたいことがあるのであれば、それは私の方で日程調整をして、そういう話合いの場が必要であればそれは設定をしますということで答えました。ただ、それ以降、病院建設について説明会を開催してほしい、あるいはこういうことが聞きたいということでの申出はなかったもので、具体的には開催をされたというふうにはなっておりません。

北野委員

その経過は私も出ていたから、大野室長がそうやってしゃべっているのも聞いていました。だから、その上に立って、そういうことは市長にも伝えたはずだから、そうしたら、おれが行ってみるか、おまえ段取りをとれとい

ったことがなかったから、そういうことはなかったのでしょうか。私はあったということは聞いていないから、それだけのことを聞いているだけの話ですから、それでいいですよ。

次、別なところに移します。

教育委員会での適正配置取下げの協議について

小学校適正配置実施計画（案）の取下げを協議した 9 月 8 日の教育委員会の臨時会、北手宮小学校に関する方針をだれが提案し、どのような審議経過でこういう結論になったか、説明してください。

（教育）山村主幹

9 月 8 日の教育委員会におきまして、適正配置計画案の取下げについて協議をしたわけですが、その中で堺小学校の小規模校化が進む中で、統廃合を行うということについて協議をいたしました。その中で、北手宮小学校について、堺小学校と同様に今後の推移において児童数が少なく、10 名前後で推移するというようなことを考えれば、北手宮小学校についても関係する皆さんと話し合いを進めていく必要があるのではないかということで、話を私の方からいたしました。

北野委員

いや、それで、教育委員会の議事録、簡単なのを見せてもらったのですが、これは協議第 1 号で主幹がそうやって言っているのです。しかし、北手宮小学校に関しては議論になっていないのです。私はこういう、本当にごく簡単な説明というのは議事録でないと、条例に反するという事は前から言っているのですが、それにしても、あなたは提案したけれども、教育委員から何の議論もなかったのでしょうか。そして、今度は一たん休憩して、いろいろ適正配置が主題でしたから、取り下げるということを決めて、それから堺小学校は平成 18 年度から廃校にすると、この二つだけ議案にする休憩を設けて、そして秘密会にして二つの主題について決めたのです。北手宮小学校について正式に報告するという事を、議案にはもちろんなっていないと。その後協議もないのです。報告もない。どうしてそれが突然 9 月 13 日の学校適正配置等調査特別委員会に二つの主題について報告があって、そのついでに北手宮小学校についてはかくかくしかじかだという話になるのか。あなた方は方針という言葉も使っているのですよ。

教育部川原次長

教育委員会の臨時会での計画案についての協議でございますけれども、先ほど主幹の方から話をしましたように、この計画案についての理解が十分でないということで、取下げと堺小学校についての統廃合の実施について説明をし、また、その中で先ほど御質問がございましたように、北手宮小学校についても今後話をさせていただきたいと、話し合いをしていきたい、進めていきたいという話をいたしました。最終的には、この件を含めて、全員から私どもは了承をいただいたというふうに考えてございます。ただ、議案につきましては、案の取下げと堺小学校の統廃合ということでございますので、議案として改めて 2 点についてはお諮りをしたということでございます。

北野委員

だから、議論していないのです。山村主幹が報告して、だれも質問も意見も出していないのです。それを勝手に了承してもらったというふうにして、その後、協議も報告も何もありません。主題、議案二つを休憩後にやって、決めているだけの話でしょう。それとも秘密会のときに、北手宮小学校のことについて協議したの。だから、報告のしっぱなしで、意見も何もいただけないというのを、事務方が勝手にやっているということでしょう。経過から。こういうことは極めてうまくないと。だから、当然こういうことが合意を得られないということはもう歴然としているのです。9 月 13 日にあなたが報告した後、どうなっていますか。北手宮小学校存続方についての陳情 7,020 筆が議会に出されているでしょう。PTA の会長からも方針の撤回方について要請を受けているのですよ。私は発言とかなんとかという言葉で教育委員会のやりとりで使ったら、発言でないと、方針ですと。こういう注文末でつけているのですから、だから方針ならどこかでちゃんとして議論があるのかという疑問は絶えず持っています。調べたら議論なんか何もないと。

教育長にこれを前提にして尋ねますけれども、今回の適正配置実施計画（案）の撤回にかかわる教育長あるいは教育委員会の答弁の中で、要するに撤回された計画案をベースに引き続き説明会を重ねていった場合、さらに多くの時間を必要とし、児童や保護者の不安を醸成する懸念もあると。だから、撤回するとなったのでしょうか。そうしたら、そのことのついでに、北手宮小学校の方針、廃校にして近隣の学校に統廃合すると、こういう方針はのっけから猛反対を食っているのです。全会一致ですよ。あなた方はあの場で P T A の皆さんから聞かされたでしょう。全会一致で反対だと。何でそんな方針をやるのだと。小樽全体で見直す中の一つとして北手宮小学校についてこうするというのなら話はわかるけれども、全く話にならないと言って、再三にわたって一しゅうされているのでしょうか。そういうことから、教育長が適正配置実施計画（案）を取り下げた理由、保護者の理解を得られないと、時間がかかりすぎるからやめたのだと、これは今の方針にもそっくり当てはまるのではないですか。どう考えますか。

教育長

今、委員のおっしゃったとおりですけれども、ただ、私どもは北手宮小学校が堺小学校と同様に 10 人前後で推移するということから、保護者の思いや願いを聞いたり話し合っていきたいとの主旨で前回話したものでありまして、それから何度も話しておりますが、10 月 3 日付けで P T A の会長から陳情書が出されたものですから、私どもとしては改めて教育委員会でこの問題について話しをしてみたいということで、ずっと答えてきているところでございます。

（「それだけの話かい」と呼ぶ者あり）

はい。

北野委員

だから、教訓を学ぶのであれば、同じことがまたその直後から繰り返されているから、教育委員会でどんなことが議論になるか、私は傍聴させていただきたいと思っているのですが、もう秘密会なんかにしなくてくださいね。出ていけということになったら、あなた方が何を協議しているかさっぱりわからないから、こんなことは秘密に属することではないですから、これはきちんと今度の適正配置を撤回したそういう教訓に立てば、また北手宮小学校 1 校だけですけれども、同じことを繰り返すというようなことはやめていただきたいということだけは、強く要請しておきます。

次、時間がないから簡単にいきます。

赤岩 2 丁目の森林開発のその後について

赤岩 2 丁目、私が再三取り上げている北山中学校横の森林開発、その後どうなっているか、説明してください。

（経済）土屋副参事

第 2 回定例会以降の現地の状況について説明をさせていただきますけれども、一つ目には炭焼き窯を 2 基つくっておりまして、それに屋根をかける、おおいをかけるという作業を進めて、現在完成してございます。それから、あとは比較的上の方の展望のよいところに 3 メートル四方ぐらいのテラスを 2 基設置しております。それから、パーゴラというそうですけれども、藤棚のようなそれも 2 メートル四方ぐらいの恐らく修景のための道具でないかと思うのですが、そういうパーゴラを 1 か所設置しております。それから、炭焼き窯のところよりもちょっと奥に入ったぐらいの道路ですけれども、山側の方に石を積んで道路工事をしている。これはごく最近になりまして、私どもは先月の下旬に確認したのですが、現地に行く赤岩のバス通りから赤岩の峠に向かって真っすぐの道路のところに五、六枚の現地に案内する誘導標識というのですが、看板が立っていたのですが、これが先月の下旬ぐらいに 1 枚を残して取り払われていたのですが、これが最近また 2 枚ほど新たに設置された、というような状況でございます。

北野委員

いや、そんなのは現状報告にならないよ。私が聞きたいと思っていることに何で正直に答えないのさ。事前に言

ってあるのですから答えてください。

（経済）土屋副参事

その看板の内容のことでしょうか。

北野委員

ちょっと委員長、これ時間外にしてくれないかい。だめだわ。

（経済）土屋副参事

わかりました。

今回、つけられた看板というのが、一つはバンガロー・コテージ用地分譲中という案内板、看板が 1 枚設置されたということで、あとは従前からついていたのですけれども、家庭菜園、田んぼを分譲中という看板が 1 枚つけられているということです。

北野委員

まだあるけれども、今、副参事が説明したとおりです。あそこの森林を伐採する目的は何だったのですか。

（経済）土屋副参事

平成15年10月に出された伐採届の中では、天然更新をする場所ということで届出が出ています。

北野委員

天然更新をするから木を切らせてくれと。天然更新というのは人工的に植樹もだめだというふうに私たちにあなた方は説明していたのですよ。そして、法律違反でコテージ・バンガロー用地分譲中と、こんなの建てられないのを宣伝でやっているのだよ。それから、家庭菜園、田んぼ分譲中、これもできないの。

市長に伺いますけれども、市長はこのスタートのときに間違っって判こを押したのです。記憶がありますか。記憶ない。だから、間違っって判を押したのです。知事の認可事項を間違っって市長が判を押して、伐採を始めたのです。謝ったでしょう。そこから、スタートしているのですけれども、市長はそのとき、星置のスーパーハウス、その他で40棟、あのときは60棟ぐらいあったのですけれども、撤去命令を出して応じたのは1件だけと。建てられないところにどンドンスーパーハウスとか、あるいはコテージ風の丸太小屋が建っていると、こういうのは絶対再現してはならないと、注意してかかっていくというふうに本会議で決意されているのです。にもかかわらず、天然更新をするから木を切らせてくれとって森林を伐採しておきながら、炭焼き小屋はつくる。これも法違反でない。そこを区画して分譲しているのだけれども、建ててはならないバンガローだとかコテージが建てられるかのように言っているのです。だから、植樹はできない地域なのです。そこに今何をやっているか。これは市の担当職員、見落とししたようだけれども、記念植樹というのがあるのです。これは売買成立した人すべてかどうかわかりません。これの一覧表を張ってあるのです。近所の人に言わせたら、ここが売れているということを来訪者に見せるためだと、デモンストレーションではないかと言うのだけれども、この中に記念植樹を4組やっている。名前も書いてある。この中の1人は別荘購入記念です。間違っって理解して買っているの、別荘は建てられないのに。そして、その記念植樹、植樹もだめだと言っているところに、堂々と売主は植樹をさせているのです。こういうもう何というか、むちゃくちゃなことが依然としてやられていると。副参事は一体この間何をやってたのですか。

経済部長

御指摘いただいた部分ですけれども、先ほどありましたとおり、平成14年の春に最初に出された計画から、実はその間この伐採届の問題がずっと三年余りになっております。時々いろいろな動きがありまして、今御指摘ありましたとおり、チラシの問題やテレビの宣伝や、あるいは今おっしゃったような誤解を与えるというか、類推するような看板を立てたりとか、現実の問題としてはいろいろな形が起きています。我々もケース・バイ・ケースでできる限りの対応を進めていますけれども、その中で誤解を与えないように、北野委員からの御指摘も受けながらやっていますけれども、残念ながらきちんとした解決にいまだになっていないという部分が非常に恐縮はしております。

ただ、先ほどありましたとおり、平成14年のこの話の当初に、ちょっとボタンのかけ違いから、業者と私ども、それから地域の住民の方との関係が必ずしもうまくいっていないと。私どもも業者となるべく話しするようになり担当を行かせているのですけれども、まだ話ができるような状況にまでなり得ないという非常につらい思いをしております。ただ、厳密に法違反である部分については、これは明確に注意をし、やめるように勧告をしております。それから、今回の件も、先週何回と業者の方に話をしました。ただ、非常にグレーの部分というのですか、そういう部分については、いろいろな関係者の方とも話をしながら、何とか今ある意味でいい意味の信頼関係を築かなければ、お互いにあそこに土地を持っている方、住んでいる方という関係は変わりませんので、そこのところは何とか我々が間に入って信頼関係が築けるように、もう少し時間をかりて努力してまいりますので、その辺はきちり間違っているものは間違っているということを言いながら、何とか進めていきたいと思っておりますので、御理解を願います。

北野委員

最後に、この問題で既成事実を積み上げていったら、もう終わりなのです。春香のあそこだって、結局、固定資産税を取り始めたのだよね。そうしたら、結局後追いになるわけさ。違法だ、違法だ、撤去しない。何ぼ市長名で勧告、撤去しろと言ったって撤去しないのだから、応じたのはたった1人ですよ。そういうふうになってしまうのです。だから、付近住民との信頼関係というけれども、法違反を繰り返し繰り返しやる業者にどうして付近住民が信頼を寄せますか。あるいは、それを野放しにしていると見られる小樽市の行政のあり方に、不信感が出るのは当然なのです。だから、この業者の林地開発その他を行える許可をした知事に対して相談しなさいということをお前は前から繰り返し言っているのです。これ、土屋副参事にも私は何回か話したのですけれども、知事の方と話し合う気がありますか。

（経済）土屋副参事

私たちも、今、部長から話しましたように、なかなかスムーズな形で業者との話し合いというのがなかなか難しい中で話し合いを続けていますけれども、お会いしたときには私たちの言うべきことというのは伝えて、基本というのは天然更新するのだという中で、そういう形でやってもらいたいということを伝えて、今日に来ているわけですが、今後またこのことが私たち業者の方と話を進める中で、うまくいかないということであれば必要に応じて、これは当然、後志支庁の方の御指導も仰いでやっていかなければならないと考えておりますので、その辺はまた後志支庁の方とも相談をしていきたいということです。

北野委員

き然としてやっていただきたい。

議会に提出すべき決算資料について

では、そうしたら最後、決算の資料についてだけ聞いて終わります。

これ財政部に伺いますが、今度の決算に提出されている書類が幾つかあるのですけれども、地方自治法第233条で定められて議会に提出すべき書類は何々かと。掲げていってください。これこれこれと。

（財政）財政課長

第233条の議会認定に付するのに何かということですが、一つは収入役部門でつくる決算書、これに付随する附属資料として政令で定めるものとして、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、それと財産に関する調書がございます。そのほかに、主要な施策の成果を説明する書類という意味で、決算説明書とかそのほか公営企業の関係の決算書があります。

北野委員

今、法で言う、主要な施策の成果を説明する書類を決算説明書と言いましたけれども、ちょっと違うのではないの。主要な政策、これを説明するのがこの膨大なものかい。全部だよ、これは、決算説明書というのは。そんなの

主要なというふうには呼ばないでしょう。主要というからには、抜き出して幾つかこういうのでということでないのかい。だから、この平成16年度決算説明書の6ページ、ここの右側に平成16年度の主な事業と書いてあるのさ。だから、第233条第5項で言っているのは、これをいうのか、それとも決算説明書、全部をいうのですか。

（ 財政 ） 財政課長

第233条第5項の主要な施策に対する説明書については、様式等は特段法定されておりません。それで、主要な施策をどういうふうにとらえるかという考え方もありますが、決算書自体は単なる計数の表でございますので、その中身を示したこの決算説明書が主要な施策の、全部がそうかと言いますけれども、主要な施策のうちの主なものというのが、6ページに書いてありますが、決算全体を説明しているのはこの決算説明書と、そのように理解しております。

北野委員

それはおかしいと思うのです。あなたが別冊で出していないから、主要な施策を説明する書類ということで義務づけられているのです。それは何なのかと。今、前段おっしゃったやつは、これはちゃんと別冊で、これは一つの冊子にして三つ決算書以下出しておりますけれども、全部別枠で出しているのです。だから、決算説明書をもって主要な施策を説明する長が議会に提出すべき書類だなんて言いきるのは、ちょっといかがかと思うのです。これは法の建前からいって全然おかしいですね。いや、私は前々から疑問だったから、なかなか機会がなかったので今日改めて聞くのですけれども。

私は、それで石狩湾新港管理組合の議員もやっているから、管理組合の方を調べてみました。そうしたら、やはり財政課長が答えられたように、ちゃんと決算書のほかに事項別明細書だとか、実質収支に関する調書とか、財産に関する調書を出しているのです。それと、別冊で管理者が、これは監査委員の審議に付して審査意見書を添えて出すやつです。こちらの方は主要な施策の成果というのは、小樽市で言えば、市長がこれらの監査委員の審査を受けた資料と一緒にあわせて出すというのが、主要な成果を説明する資料なのです。だから、これを決算説明書だなんて言ったら、全然話がおかしくなりますよ。だから、私は以前から疑問に思っているのですが、法の第233条第5項で言っている主要な施策を説明する書類というのは、小樽市ではないのではないかと。それに見当たるものがないというふうには言わざるを得ないのです。こういうのは道の方はみんな別冊で出していますよ。中身は別です。中身不十分だから、今度の管理組合議会ではこれは問題にしようと思っているのだけれども、それにしても形式上は別にして出すものだという事ではないのですか。

財政部長

かつては、私は事実は確認しておりませんが、小樽市においても、昭和40年代の頭ぐらいまででしょうか、30数年前までは別にということがあったというふうには聞いたことはあるのです。ただ、それ以降、主要な施策に関する書類というのは、この事項別明細といいますが、それと包括して一体のものとして出そうという方向に変わってきたのだと思うのです。内容について表現だとか整理の仕方というのは、いろいろあるかと思いますが、あまりにも簡単に書きすぎているかなと、確かにそういうところもあります。ただ、これはあえて今の段階で別冊にしてどうのというよりも、30数年間こういう形で来ておりますし、むしろ内容的にどういうふうにするかの方が私は大事だと思っていますので、来年度の決算の中で、その辺のところは皆さんにわかりやすくという視点から考えてみたいと思います。今年の予算のときにも、今まで会派説明の中でも、大福帳を中心に話をさせていただいたのですけれども、17年度予算の説明のときには、21世紀プランの5本の柱を中心にして、その中で17年度どういような市の政策をしてやっていくのかということ整理して話をさせていただいていますので、決算に当たっても予算で示したそういった施策の内容がどういうふうになったのかというようなことをきちんとわかりやすく、あくまでもこの一体の中で整理してお示しをしたいというふうを考えてございますので、その点で御理解をいただきたいと思っております。

北野委員

これは財政部からいただいた、あなた方が決算添付書類を法の解釈でどのようにしてつくっているかという根拠を参考までに見せていただきました。この中でさえ、主要施策の成果説明書は計数中心の説明というよりは、予算執行権を有する長の立場から、事業の成果や進ちょく状況等の行政施策の内容を説明するものだったのです。だから、計数ばかりならだめだから、議会で審議するのに、こういう事業をやったと。このことによってこういう成果が得られたと。小樽にこういう効果があったということを説明するものとして、主要施策のうんぬんというのがあるから、今説明したものでは、そういうものがどこをひっくり返したってないのです。だから、私は予算説明書とか、あるいは事務執行状況説明書というのがありますけれども、これを否定するものではない。これも大変予算あるいは決算の審議で、私たちにとって役に立っているのです。ですから、これをやめるというのではなくて、これはこれとしても、今、言ったような主要施策の成果や進ちょく状況を説明する内容となっているのだから、それが書かれていないというのが問題ではないですかというふうに言っているのです。だから、決算説明書の 6 ページにある主要施策、主な事業と書いてあるけれども、それは事業名であって、このことによってどういう成果があったとか、小樽市にどんな効果があったなんていうことは全くわからないのです。

だから、いろいろお話しされましたけれども、これは私は、形式上はやはり別枠で、中身はどういうものでもいいですから、それから主要施策の選び方は、これは自治体の権限ですから、どういう形でも別冊で形式上出すのと、内容も法の趣旨あるいはあなた方自身が持っているその解説書に沿ってちゃんとつくって出していただきたい。そうでないと、やはり認否の参考にする市長が出す唯一の資料です。それが無いのだから。それで決算で認否してくれと言ったって、これは本来から言えば、やりようがないということだと思っております。

委員長、時間済んで恐縮ですが、そういうものなのです。それで、どうしますか、これは。委員長に聞きますけれども。

委員長

今のは、ですから、このように出されている問題が問題でございますので、現状は現状の中でもって審議してもらわなければならない問題だと思います。ですから、これからの問題についてどのようにするかということは、部局の中でこれから検討して、どういうふうにするかということにせざるを得ない問題だろうと思います。

北野委員

そうしたら、私見解だけ述べてやめます。答弁要りませんから。今、議論したとおり、財政部もそのことはお認めになったわけですから、来年の決算に向けて、ぜひこれは基本的なことが欠落しているという私は認識ですから、市長が決算に出す唯一の書類なのです、それが無いのだから、簡単に言えば。これはちょっとうまくないと思うので、これは検討するということですから、そういうふうにしていきたい。何かありますか。反論かい。市長がそんな反論しろなんて言うことないでしょう。何をけしかけているの。

（ 財政 ） 財政課長

今、欠落というお話ですが、私どもは、先ほども申したとおり、これが主要な施策を説明するものと、そういう名前をつけていませんが、そういう認識でございますので、決して欠落をしているとは思っておりません。また、私どものこの決算説明書の内容自体も、他都市と比べて詳しいと思っております。

（ 「 知っていますよ、それは 」 と呼ぶ者あり ）

先ほど財政部長が申しましたけれども、来年に向けてさらに充実してわかりやすい資料をつくと、これについては検討したい、そういうことです。

北野委員

終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 25 分

再開 午後 3 時 45 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党。

山田委員

公営住宅について

それでは、私の方からは住宅事業会計の中から何点かお聞きしてまいります。

今、小樽の既存住宅の統計としては、住宅の持家の比率は54.4パーセントと、道内主要都市と比較して高い状態で、逆に借家世帯、これが31.9パーセントと高齢者が安心して住める整備された賃貸住宅は少ない状況と聞いております。

そこで、まずお聞きいたしますが、この住宅事業費の中から、公営住宅管理人報償費、まず何人分なのか、また北海道住宅管理公社管理委託料の内容、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

（建設）建築住宅課長

公営住宅管理人報償費につきましては、平成16年度末で46人となっております。また、北海道住宅管理公社管理委託料につきましては、平成元年度から申込受付を北海道住宅管理公社に委託しておりますが、平成16年度から委託業務の内容を拡大しております。管理対象となる市営住宅は、平成16年度末で40団地、3,577戸となっております。

山田委員

それでは、それに付随して駐車場管理経費、それについて何台管理されているのかお聞かせ願いたいと思います。

（建設）建築住宅課長

駐車場の台数につきましては、入退去に伴いまして、日々動きのある数字でございますけれども、平成16年度末で約1,000台となっております。

山田委員

数多く管理されているのが、改めてわかりました。

それでは次に、家賃滞納訴訟、これに関する滞納整理事業があると思います。まず内容をお聞かせ願いたいと思います。また、家賃滞納に関して不納欠損の状況、収納業務効率化を進めるとは思います。これに関しても、口座振替事務経費について何件あるのかもお聞かせ願いたいと思います。

（建設）建築住宅課長

何点が御質問がございました。まず、1点目の家賃滞納訴訟等滞納整理事業につきましては、平成16年度に悪質滞納者1件の明渡し訴訟を提起しております。これにかかった経費を計上してございます。また、2点目、不納欠損につきましては、平成16年度につきましては、10件、約168万円ございました。3点目でございます。口座振替につきましては、鋭意口座振替への切替えをお願いしてきているところですが、住宅使用料に関しましては、入居者数約3,000世帯のうち約2,500世帯が口座振替で支払っていただいているところです。

山田委員

それでは、次に市営住宅の入居に関してお聞きいたします。

一般入居者用と特定目的住宅、まずこれの違いは何なのか。また、現在、入居者の募集状況、入居資格、それについてお聞かせ願いたいと思います。

（建設）建築住宅課長

一般入居者とは別に特定目的住宅というものを設けております。これは高齢者、母子家庭、障害者、低所得者向けの世帯でございまして、一般の抽選とは別に福祉部地域福祉課の方で受け付けて、住まい状況を審査した上で入居者を決定してございます。また、募集状況でございまして、現在、年に 6 回偶数月に募集をしております、平成 16 年度は一般が 62 戸、特定目的住宅が 34 戸募集いたしました。

山田委員

それでは、最近ではそういうような申込みも、市外の方も入居の申込みができると聞いております。また、前回一般質問でもお聞きいたしました、まず空き家の状況、それと今後空きをどのような形で手入れされるのか、その進展、それについてお聞かせ願いたいと思います。

（建設）建築住宅課長

平成 16 年度末で、市内の市営住宅 3,577 戸ございますが、日々入退きの動きがございますが、約 3,000 戸の世帯が入居している状況です。ですから、差引きの数字が空き家ということになりますけれども、建替え計画等がある団地は、政策空き家ということで新規の募集は行っておりません。それらにつきましては、今年度ストック総合活用計画を策定しておりますので、その策定計画に基づきまして、今後、建替え等の整備を行っていくこととなります。まだ入居者のいる政策空き家の団地もございまして、既にすべて入居者が退去して、又は移転している団地、幾つかございまして、ちなみに奥沢 B 住宅は今年度解体をやる予定でございまして。

山田委員

それでは、奥沢 B 住宅のほかに、もしあれば何点かお聞かせ願いたいと思いますが。

（建設）建築住宅課長

既に、もう入居者がいなくてすべてあいている住居としては、長橋 B 住宅がございまして、これにつきましては、今年度は奥沢 B 住宅をやるわけですけれども、来年度以降、また予算を確保しながら解体整備をやっていきたいというふうには考えております。

山田委員

本当に空き家住宅の対策としては、やはりこういう古い建物があるので、早急にそういうような対策を講じていただければと思います。

住宅マスタープランについて

最後になりますが、平成 8 年から 17 年度で終了、また、平成 17 年から 26 年まで今回新しく策定されます住宅マスタープランについてお聞きいたします。

この新マスタープラン策定費、これ平成 16 年度決算の中では 1,100 万 1,773 円歳出されております。この大まかな内容と今の小樽の現状認識、これについての課題、それから今後の公共賃貸住宅の理念と施策、これについてお聞かせ願いたいと思います。

（建設）竹田主幹

住宅マスタープランについてお答えをしたいと思います。

まず、住宅マスタープラン 2、この根幹にあります小樽の住宅の現状認識の課題というところから、お答えをしたいと思います。

大きく分けて四つの現状認識・課題があろうと思っています。一つは、少子化あるいは高齢化の急速な進展といったことがまず一つある。そのために、その住宅に対して入居している方と住宅とのミスマッチというのが一つ発生しているのではないだろうか。それから、必要な住宅情報というのが、十分に市民の皆さんが選べる状況には

ないのではないかとということ。それから、公営住宅に関しては、昭和40年代のストックというのは、まだたくさん残っておりまして、そういったような住宅が今非常に老朽化している。そういったような状況にあるということが、公営住宅も含めた小樽の住宅の現状の認識と課題であろうかと思っております。

こういった現状認識・課題を踏まえまして、今回の住宅マスタープランでは、一つは民間住宅施策というのを掲げております。項目的に言うとたくさんあるのですけれども、一口に言ってしまうと、安全で快適な民間住宅あるいは民間賃貸住宅の供給と、そういった課題の一つ掲げておりますし、公共賃貸住宅施策としては、公共賃貸住宅の役割でありますセーフティネットとしての役割を引き続き強化していこうと、そういうような施策を掲げております。さらに、住まい情報の充実・強化であるとか、高齢者等に優しい住宅づくり、さらにまちなか居住、そういった課題を掲げまして、各種の施策を位置づけたところでございます。

最後に、今後の公共賃貸住宅の理念とそれから施策についてということでもありますけれども、今、申し上げましたように、公共賃貸住宅の役割はセーフティネットの役割ということで、非常に今後ともその役割は引き続き担っていかねばならないというふうに思っております。ですから、先ほど申し上げましたように、昭和40年代の老朽化ストックが非常にまだ残っているということでもありますので、引き続きそういった老朽化したストックの建替え事業というのをまずやっていこうと。さらに、建替え事業ばかりではなくて、既存の中層の住宅については、改善事業等を入れながら良質な公共賃貸住宅を維持していこうと、こういったようなことを考えているところでございます。

山田委員

本当に小樽の財政がひっ迫する中、今後とも高齢者、また低賃金層に対しても良質な住宅の供給をお願いいたします。また、あわせまして、この小樽市公共賃貸住宅、このストック計画、これについて現在の状況と今後何をされるのか、これを最後の質問としてお聞きいたします。

（建設）竹田主幹

今年度、公営住宅の建替え計画あるいは改善計画でありますストック計画、今、それを策定中であります。現在の進ちょく状況でありますけれども、9月までに入居者の方々の意見を吸い上げようということでアンケート調査を行いまして、現在、あら集計が終わっております。それと並行的に庁内の議論を行っておりまして、これからののですけれども、団地ごとの活用計画、これを今月中に少し練っていこうというふうに考えております。それ以降、いろいろな資金的な財政的な面も含めて検討しなければなりませんけれども、来年の3月までには今後の10年間の公営住宅の建替えあるいは維持・改善、そういったトータルの事業の計画を明らかにしていきたいと、こういうふうに考えております。

山田委員

それでは、そういうことで本当に前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。今後ともよろしくお願ひいたします。終わります。

吹田委員

職員の昇給について

平成16年度の決算の中では、職員の処遇ということで、そういう全体の金額が出ておりますけれども、この中で16年度の昇給等のことがあったと思いますけれども、この昇給の、定期昇給とか、特別昇給とかがあるのですけれども、これができるということは規則の中ではどのようなところに当たっているのでしょうか。

（総務）職員課長

定期昇給に関しましては、御承知のとおり1年間たつと1号俸ずつ上がっていくという形でありまして、それから特別昇給につきましては、中身的には1級から2級までに昇格するときに1回と、4級に在職中に2回、これが

規則の中でうたわれています。

吹田委員

それは何という規則で、このような具体的なことが決まっているのでしょうか。

（総務）職員課長

これは規則の中では、例えば15パーセント以内とかという規則があります。この部分については、特別昇給の実施要領ということで内規でうたっております。

吹田委員

そうしますと、規則とか施行規則とか、そういうものには具体的なことはうたっていないのでしょうか。

（総務）職員課長

小樽市職員初任給等規則というのがございまして、その中で昇級に関してうたっております。さらに、それをいつやるかということについて実施要領の中で内規で定めております。

吹田委員

この内規につきましては、今まで内容についてそういう具体的なことについての変更等はいつごろに行われたのでしょうか。何か毎年行われているとか、見直しがかかっているとか、その辺についてはいかがでしょうか。

（総務）職員課長

基本的に先ほど特別昇給の関係で、例えば1級から2級に昇格した時期、それから4級の中でというのは、過去何年ぐらいになるかわかりませんが、ここずっとしばらくこういう形で続けてきております。

吹田委員

この昇給にかかわって、わたり込みというものもあると思いますけれども、わたり込んだときには今は1級から2級にと、それから4級の中でと言いましたけれども、2級、3級とか、そういうものについてわたり込んだときは直近上位でやっているということなのですか。

（総務）職員課長

小樽市の給与表は現在9級まで分かれております。いわゆる係員、一般の係員が該当するのが1級から4級を原則としております。その中で経験年数あるいは何年かたったら1級から2級、2級から3級にと、これがいわゆる委員がおっしゃられている「わたり」と言います。これが本来の昇格です。その中で、1級から2級に昇格するときにさらに1号俸特別昇給をつけているというのが、先ほど述べたものです。

吹田委員

このものの中で、特別昇給というのは、何を理由として特別昇給されるのでしょうか。

（総務）職員課長

基本的にはすべてということではなくて、先ほど全職員の15パーセントという縛りがあるとお話ししましたが、基本的には勤務成績ということになります。

吹田委員

その中で、お聞きしていた中で、例えば入った方が2年過ぎますと2級に上がるといった場合は、通った方はすべてがそこで特別昇給という形になるのかなと私は考えているのですけれども、その中で特別昇給しない方はいらっしゃるのでしょうか。

（総務）職員課長

基本的に、例えば病気で休業しているとか、育児で休業している方については昇給はございません。

吹田委員

ということは、どなたでもそのところを通常勤務されておられたら、そのわたり込みで、例えば何級の何号俸というところに入ったら、次には必ず特別昇給をするというような決まりになっているということですね。

（総務）職員課長

先ほど言いましたとおり、病気休業、それから育児休業、その他例えば懲戒なんかに該当した場合のケースがはずれます。

吹田委員

これからも、職員の皆さんが一生懸命されているのはわかりますし、また、その中で業績的にも仕事の評価もしっかりと、普通の方々の場合、本当はA評価なり、その上のS評価というのがあったら、そういう部分について特別昇給というのは私は必要ではないかという感じがしております。実際に、16年度の中で通常の一般会計の中で昇給という全体の金額、昇給、恐らく1級の1号俸の昇給だと思っておりますけれども、その金額が全体ではどの程度の金額があって、その15パーセントといっても、わたり込みがたくさんあるときは、恐らくそれにならないような気がしますけれども、そういう意味で、その金額というのはどの程度あるのですか。概算でよろしいのですけれども。

（総務）職員課長

ちょっと16年度決算数値で出せませんでしたので、予算段階で普通昇給、いわゆる定期昇給に伴う増加分が大体8,000万円です。大体平均昇給率が1.9パーセントでやっております。それから、特別昇給、先ほどの一般職のケースがあるのですけれども、それ以外の補職者の関係では、例えば課長職になった段階で特別昇給の部分になります。そういうケースも加えて特別昇給分で大体1,000万円ぐらいでございます。

吹田委員

金額的にこれは予算でございますので、私としましては決算的な数字であればよりはっきりするかと思ったのですが、この昇給にかかわっては確かに今の形であれば、私は、何か全員が同じ形で、確かに役職の関係がありますけれども、それ以外については常に同じだというような形であれば、そういう面では意欲に、やってもやらなくてもという、大変失礼な話ですけれども、そんな形になってしまうような気がしますので、そういう部分で評価の部分も大いに取り入れていただきたいと考えておりますけれども、今後の問題だと思いますけれども、この辺については、今実際の原課ではそういうことも検討されるのかどうかについてお伺いしたいのですが。

（総務）職員課長

確かに、制度特昇に近い部分があった部分はあります。ただ、今、今年度の人事院勧告で18年度から国の給与体系が抜本的に変わるということで、国の方でも特別昇給、普通昇給の区別をなくすということ、基本的には昇給自体は評価でやってくださいという指導がございました。一応、本市では19年度に向けて、評価等で給与体系が変わるということで、その辺を是正してまいりたいと考えております。

吹田委員

その中で、一つお聞きしたいのは、今の小樽市の、例えば16年度の俸給表というのは、どこかのものを基準にして使っているのでしょうか。

（総務）職員課長

基本的に、今9級の給与表を使っています。国が10級の給与表を使っています。国の10級を外して、基本的に国の行政（一）表というものがあるのですけれども、そこからおおむね係員が使う級の給与の部分、係長が使う給与の部分、それ以上の補職者が使う部分をそのまま該当させて使っております。

吹田委員

そうしましたら、俸給自体は国家公務員に近いという形で考えてよろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

どちらにしましても、この部分、私としてはそういう評価をしていただいて、より一生懸命と言ったら失礼です

ね、皆さん一生懸命しているのですけれども、そういう中でそういうのを評価してあげられればいいなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

保健所の補助金について

続きまして、保健所総務費の関係で、この中で事業という形ではないと思いますけれども、いろいろと補助制度をやっておりますけれども、この辺については、保健所総務費の中では全体にはどの程度の費用を見ていらっしゃるのか。又は何か外部からこういうものが必要だということに来て、そういう補助的な部分を計上されたのか、この辺についてお伺ひしたいのですが。

（保健所）保健総務課長

保健所総務費の補助金のことでございますけれども、今、吹田委員がおっしゃったことに該当するのは、食品衛生協会への補助金ですとか、北海道難病連への補助金ですとか、若しくは精神保健協会の補助金ですとか、そういったものが該当するのではないかと思いますけれども、これらの補助金につきましては、それぞれ過去からの経緯がございまして、この地域の公衆衛生なり、障害者の支援のために必要だという位置づけの中で、これまで補助金を交付してきたという経過でやってございます。

吹田委員

総務費の方では、こういう補助的な名称はここに出ているのですけれども、実際は食品衛生協会、北海道難病の関係であるとか、精神保健協会とか、これは実際はどういう形のことをされているところなのでしょうか。

（保健所）保健総務課長

食品衛生協会につきましては、食品製造業者、飲食店の経営者などで構成されている団体でございまして、主に食中毒や食品に起因する感染症の発生を防止し、食品の品質、食品衛生の向上を図ることを目的として設置されている団体でございまして、食中毒の防止活動、それから食品衛生の講習会・研修会、それから営業許可申請の受付事務等を行っております。補助金、これ毎年出してございますけれども、特に算定基準というのはないのでございますけれども、過去の推移に基づきまして、一定の額を毎年補助金として交付しているという形になってございます。

次に、北海道難病連についてでございますけれども、これは道内の難病患者並びに家族の社会的自立のための活動を支援促進し、福祉の向上を図ることを目的として設置されている団体でございます。主な活動といたしましては、患者・家族の療育指導、患者・家族会の育成援助事業、それから難病検診相談、それから難病問題の調査・研究並びに社会啓もうなどの事業を行っております。

それから、精神保健協会についてでございますけれども、これは小樽精神保健協会に対して補助をしておりますけれども、この協会は、住民の精神保健福祉に関する知識の啓発に努め、精神的な健康維持と増進を図ることを目的として、昭和51年に精神関係の医療機関、障害者施設、障害者の家族会、ボランティア団体などによって構成されて設置されております。主な事業といたしましては、その中の社会参加活動への支援、スポーツ交流支援事業、その他調査・研究、講演会の開催などの事業を行っております。

吹田委員

この金額、33万円とか12万円とか6万円という金額がございまして、これにつきましては、実際に各団体に対して出していますけれども、これは団体では何に使っているのでしょうか。

（保健所）保健総務課長

例えば食品衛生協会であれば、その年の事業費は約700万円ぐらいの予算で事業を行っておりますけれども、小樽市の補助金につきましては、16年度決算で33万円、特にどの事業にということではございませんけれども、聞いているところでは、PRチラシの印刷ですとか、その啓発用の事業に主に使われているというふうに聞いてございます。

それから、北海道難病連補助金につきましては、北海道難病連というのは、結構大きい団体でございまして、この年間予算が約 1 億円程度で、会費のほか寄付金なども多く収入としてございまして、そのほかに道の補助金、それから全道の市町村の補助金で賄われてございまして、市町村の負担金につきましては、人口 1 人当たり 1 円という形で、小樽市につきましては 16 年度は 12 万円という形になってございます。これにつきましても、1 億円の事業の中の 12 万円でございまして、特に特定した用途に使われているのかということにつきましては、明確にわからない部分がございます。

それから、精神保健協会の補助金につきましては、この事業は全体で年間で約 20 万円ぐらいの事業をやっておりまして、主に具体的に言いますと、例えば障害者の方が都通りですとか、それから潮まつりのときに、自分たちで製作したものを展示して即売したりしておりますけれども、そういう活動への支援ですとか、それからスポーツ大会への参加、管内での交流支援ですとか、そういったものに使ってございます。この中で年間 20 万円の中の 6 万円ですから、どこにということとはございませぬけれども、全体的な中でお使いいただいているというふうに理解してございます。

吹田委員

北海道難病連の関係につきましては、1 人 1 円ということは 500 万道民ですから、全体から 500 万円ぐらいのものが集まっているのかなと、こういう感じがしますけれども、これもそうしたら補助というよりも負担金的に來ている部分なのでしょうか。

（保健所）保健総務課長

北海道難病連の補助金につきましては、どちらかというところそういう色彩が強いととも考えられます。

吹田委員

こういうものにつきましては、今、大変財政が厳しいと言いながらも、ある部分、こういう小さな団体等につきましては、しっかりとしたそういう行政からのバックアップもなければならぬ部分もたくさんありますので、この辺も慎重に検討しながら、有効な形でやっていただきたいと考えております。

私の方はここで質問を終わります。

佐々木（茂）委員

病床利用数について

まず、病床利用数について、利用状況についてお尋ねをいたします。入院患者が 9,668 人、昨年度と比べて減少しているという報告がございまして、そして、さらに小樽病院では 58 床、第二病院では 50 床、休床しているという報告でございまして、これらの利用状況に関する状態で、本年度は利用率が 64.9 パーセント、昨年度が 67.7 パーセント、2.8 ポイントの減少ということでございます。私の考えとしては、ベッドが休床しているということにはいろいろな理由があるのではないかと思います、何かございましたら、お聞かせをいただきたいと思っております。

（樽病）総務課長

休床に関する御質問ですが、病院それぞれ多少の理由があるかも知れませんが、やはり入院患者がある程度減少しておりますので、病床を効率よく利用するというか、有効利用するために病棟を再編しまして、小樽病院でいけば平成 6 年度に 1 病棟、平成 11 年度にもう 1 病棟ということで、二つの病棟を合わせましてベッド数でいくと 58 床というベッドを現在休床しております、病床利用率の向上と、あと経費の節減等に努めているということとであります。

（二病）事務局長

私どもの精神科の病棟、50 床 1 病棟を平成 12 年度から休床しております。これはちょっと違う理由がありまして、平成 8 年に精神保健福祉法というのが一部改正になりまして、この時点で強制的に精神の患者を入院させる措置入

院というのがあるのですが、これを受ける基準が変わりまして、当時 5 人の医師がいるのに対しまして、2 名不足だったわけです。これを 50 床減らすことによって 1 名の増でいいということ、それから当時精神科の医療の傾向と見えますか、患者をできるだけ復帰させるということから、収容型からリハビリ型へ変えていくと、変更していくと、こういった流れの中で、平成 12 年に 3 年間の経過措置を経て 50 床を減らし、それから措置入院の 1 名の医師の増もしまして、指定も受け、そしてデイケアも 30 人規模ですけれども、開設していったと、こういうちょっと違う経過がございます。

佐々木（茂）委員

結核病床について

次に、病院にまたお伺いをいたします。質問項目全部申し上げます。時間がないということでございますから。

まず、第 1 番目に、不採算部門と言われております結核病棟の運営費に係る繰入金 3 億 6,933 万円、この積算の基本的な考え方。

それから、患者数は昔と違って少ないと思いますが、現況はどうか。

3 番目に、患者数の割に繰入金が多額と思われるのですが、病気の性格上、1 病棟確保しなければならないというふうに思われます。したがって、24 時間の患者数の多少にかかわらず、維持することからすれば、看護師のそれなりの配置が必要と思います。そこで、現在の病棟の看護師の配置状況について。

4 番目、結核病床に関し、国からの財政措置があるのか。あるとすれば、どのくらいの金額になっているのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

（樽病）総務課長

まず最初、結核運営費の繰入金に係る積算についてですが、大きく分けて二つの中身がありますが、一つ目のまず入院ですが、不採算部門ということもありまして、仮に結核病棟を一般病棟として運営した場合の推計の収入を出しまして、その額と現実に結核病棟として運営していることによる実績の収入、これの差を一つの積算の基準にしております。もう一つ、外来につきましては、一般診療と結核の診療の単価差に結核患者数を掛けた金額、これら 2 点につきまして、合計をした額を積算の基準にしております。

次に、二つ目の患者数ですが、患者数につきましては、平成 16 年度は延べ患者数で 4,329 人ということで、前年度に比べまして 674 人減少しております。1 日平均で言いますと、16 年度は 12 人ということで、前年度に比べて 2 人ほど減っております。

続きまして、3 点目の病棟の看護師の配置の状況ですが、患者数が少なくても混合とかできませんので、結核病棟として 1 病棟確保しなければなりませんので、現在 15 名の配置としておりまして、その中で日勤、準夜勤務、深夜勤務ということで 3 交代制で勤務に当たっております。ただ、日勤時には、ほかの病棟だとか放射線科とかに行きたくて応援する体制をとっております。

四つ目の国からの財政措置ということですが、一応普通交付税と特別交付税で措置がされておりまして、16 年度では普通交付税では 2,382 万 9,000 円、特別交付税では 2,243 万 9,000 円ということで、合わせまして 4,600 万円ほどの交付税の措置がされております。

佐々木（茂）委員

次に、学校の方にお伺いをいたします。

小中学校の耐震診断について

耐震の診断をされていると思います。この小学校で 362 万 6,077 円、中学校で 191 万 7,923 円という形で耐震の診断をされていると思いますが、このやった工事の内容とこの診断の内容、それから件数、それらのものについて。

（教育）総務管理課長

耐震化優先度調査の目的と内容でございますけれども、建築基準法における現行の耐震基準は、昭和56年に改正施行されております。これ以前に建築された学校施設につきましては、適合していない可能性があることから、小学校20校、中学校10校を対象にどの学校施設から耐震診断又は耐力度調査を実施すべきか、その優先度を検討することを目的としております。16年度につきましては、小学校9校15棟、中学校4校10棟を対象に設計図書や現地における壁のひび割れ、あるいは鉄骨のさびの状況などの目視調査を行うとともに、壁の一部を採取してコンクリート圧縮強度調査を行うというところでございます。

佐々木（茂）委員

シックスクール検査委託事業費について

次に、シックスクール検査委託事業費、これについても小学校が95万8,125円、中学校34万4,925円、これらの内容、どういうふうになっているのか。

（教育）学校教育課長

シックスクール検査の概要ですけれども、シックスクール検査は「学校環境衛生の基準」というものがございまして、それが平成14年4月に改訂をされまして、教室などの空気中の物質を測るという検査事項が新たに示されました。それは、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼンという4物質が新たに規定をされまして、年に1回の検査が規定されたわけです。ただ、これは地域の実情に応じまして順次計画的にできるという規定になってございます。教育委員会では、学校薬剤師の協力を得まして、平成14年に5校、それから平成15年に6校やっております。平成16年には、今、委員がおっしゃったように残りの全小学校24校、中学校9校を検査してございます。この検査はバッシブ法という検査で行いまして、空気を長時間自然吸引する検査方法ということでございます。

佐々木（茂）委員

終わります。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

公明党。

高橋委員

最後ですので、手短かに質問いたします。

ホームページと携帯電話サイトについて

情報化の推進について何点が質問いたします。

初めに、ホームページですけれども、小樽市のホームページのアクセス数と携帯電話サイトのアクセス数、直近3か年の数字を教えてください。

（総務）広報広聴課長

ホームページとiモードの直近3か年のアクセス数ですが、まずホームページの方から申し上げます。平成14年度が22万7,061件、15年度が42万7,551件、16年度が45万1,513件です。iモードの方につきましては、14年度が21万7,066件、15年度が22万387件、16年度が30万1,412件となっております。

高橋委員

ホームページについては、順調に推移をしているなと思います。それで、iモードの方ですが、平成15年度と16年度を比較しますと、約1.5倍近く伸びております。前年度比較は大体同じということを考えれば、増えた要因が何かあるのかなというふうに思いますが、これはいかがですか。

（総務）広報広聴課長

16年度のiモードの件数というか、対前年度比で36.8パーセント伸びていまして、確かに委員のおっしゃるとおり、大きな伸びとなっています。この原因なのですが、詳しいところは私も承知しておらないのですが、携帯の利用が従来は通話、話しをするだけだったのが、電子メールであるとか、それからインターネットの閲覧など、機能がどんどん進んでいく中で、携帯の台数も増えていまして、小樽の「ノスタルジック小樽」などのようなインターネットサイトへのアクセスも利用形態の変化ということで増えているかとは思われます。

あともう一点ですが、今カメラ付きの携帯電話があるのですが、それではQRコード、いわゆる二次元バーコードを使って簡単にアクセスする機能がございまして、今年の1月号から広報おたるの裏表紙にこのバーコードを掲載してございまして、それもわずかながらも増加の要因になったのかなと考えてございます。

高橋委員

そうですね。私も思いますけれども、情報通信の環境が非常に変化してきているというふうに思います。

携帯電話のシェアですけれども、以前話しましたけれども、これは押さえていますか。押さえていなければこちらで言いますけれども。

2005年当初でドコモが56パーセント、auが22パーセント、ボーダフォンが18パーセント、その他4パーセントという状況です。そうしますと、iモードしかカウントしていませんので、約倍まではいきませんが、そのぐらいの数字というふうに推定すると、通常のホームページよりもアクセス数が多いだろうというふうに私は思っています。ですから、前にも言いましたけれども、携帯電話サイトの内容の充実をぜひしてほしいということを以前要望いたしました。これについてはいかがですか。

（総務）広報広聴課長

以前にiモードの携帯サイトの充実ということで御要望いただきまして、私どもの方も内容の充実もさることながら、内容の更新を頻繁にするといいますか、常に新しい情報が入っていると。そこを見に行けば新しい情報があるということも重要かと思ひまして、2週間に1回程度、観光情報などを重点的に更新するようにしてございます。今後もそのような方針でやりたいと思います。

高橋委員

要望なのですけれども、ニーズ調査をしたらどうかというふうに思っております。アンケートですとか、いろいろな機会をとらえて、携帯電話でのサイトでどういうものが必要なのかということをやむ機会があれば調べていただきたいと思いますが、いかがですか。

（総務）広報広聴課長

どのような内容が必要かというニーズ調査ということなのですが、メールを利用したり、どのような形でやろうかということで、今後検討してまいりたいと思います。

高橋委員

次に、ホームページの内容ですけれども、トップページが変わって非常によくなったというふうに評価をしております。目標として、1課1ページという目標があるわけですけれども、そこから見て、現状はどのような状況になっておりますか。

（総務）広報広聴課長

小樽市ホームページの中で1課1ホームページということでの目標が従来からございまして、課それぞれで進展の状況は違うところなのですが、私ども広報広聴課としては、1課1ホームページを推進するに当たっての人的なといいますか、技能といいますか、このあたりの充実を図るために、ホームページの作成講習会を職員向けに開催してございます。平成15年度5回、41人受講、平成16年度6回、76人受講ということで、このようなことを基礎としながら、1課1ホームページに向けて進めてまいりたいと思っております。

高橋委員

私は進んでいるなというふうに評価をしています。ぜひ着実に進めていただきたいと思います。

それから次に、申請書としてダウンロードできる様式が非常に増えたと思います。この点について、説明をお願いします。

（総務）広報広聴課長

従来、市民の皆さんが市役所に来られなくても様式類を、申請するものをホームページから入手できるようにということで要望が多かったものですから、平成16年度中に各部で持っている諸様式の洗い出しをしていただきまして、その中で今年の5月末に約150件ほどの様式をまとめてホームページの方に掲載した次第です。

高橋委員

今後の予定はありますか。

（総務）広報広聴課長

昨年度、各部を網羅する形での調査でございましたので、また新しい様式等ができましたら、各部の方から私どもの方にいただければすぐ、あるいはまた数年たって現在の様式等の全面的な検討見直しということが必要になりましたら、そのときにまた改めて行いたいと思っています。

高橋委員

要望が2点あります。

1点は市民相談ということで1行で書かれている部分です。1行の標記だけでなく、市民相談の項目を列記するだとか、市民相談を別項目にするだとか、もう少しわかりやすい表記の仕方、これを検討してほしいと思いますが、いかがですか。

（総務）広報広聴課長

委員のおっしゃられたのは、ホームページの「暮らし小樽」の中からいきますと、「お困りの時は」という表題になりまして、その中に市民相談という項目がございまして、確かに市民の皆さんがホームページを探するときには、より使いやすいといいますが、自分の求めるものを早く探せるように、そういうふうな見出しのつけ方などを研究して実施してまいりたいと思います。

高橋委員

ぜひ、お願いしたいと思います。

もう一点、ライフスタイル別といいますが、例えば出産したときに、こういう手続が必要なのだという一覧項目みたいな検索の仕方、これをぜひ出産だとか、死亡だとか、非常に多いですので、これを検討していただきたいなと。旭川市ではやっているのですけれども、非常に見やすいです。ですから、この点を早急に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

（総務）広報広聴課長

委員のおっしゃられる旭川市のホームページでは、ライフサイクル別インデックスということで、おっしゃられるように出産から死亡まで、市民の方のライフサイクルに応じた索引が載っております。非常に使いやすいものだと思いますので、私どもも旭川市以外の事例なども研究しながら、そういうことでやってまいりたいと考えてございます。

高橋委員

次に、トップページにあります広告についてです。

この広告の経緯と件数、金額について教えてください。

（総務）広報広聴課長

トップページに載っておりますバナー広告の関係でございますが、昨年度から広告を載せて収入確保につなげたということで検討してまいりました。本年度4月28日から募集をかけてございますが、金額につきましては、1

枠につきまして事業者が支払うものが月額 2 万円、そのうち市に歳入として入るのは 1 万 6,999 円、全体で 7 枠ございます。

高橋委員

今後の考え方は、どのように考えておりますか。

（総務）広報広聴課長

今後も、8 月 1 日をもって 7 枠埋まりましたので、平年度ベースにいたしますと約 142 万円の収入が見込めますので、今後の考え方ということでしたら、この広告料収入を大事にしながら今後も運営してまいりたいと思っています。

高橋委員

ぜひ内容充実のために資金投入をしていただきたいと私は思っています。

次に、同じくトップページにあります移住応援のウインドウについてです。非常に今タイムリーといいですか、ブームといいですか、北海道に来たいという、市長も非常に取り組んでいるところですが、これについての経緯、それと現時点でのアクセス件数、わかりましたら教えてください。

（総務）企画政策室木村主幹

今、小樽市内の移住を応援しますということで、小樽市のホームページ、左側のところをクリックしますと、その関係が、まちの概要やセールスポイントですとか、そういうのが出てくるということで、実際にこれを始めるに当たりましては、今年に入りまして、道庁の方でパートナー市町村を選定するということがございまして、小樽市としましては、今後は移住についても積極的に取り組みますということで、パートナー市町村に名乗りを上げました。その中で 6 月からこのページをつくってきまして、7 月 1 日に実質開設ということでスタートしています。6 月 3 日には道庁のパートナー市町村ということで指定されておりまして、その中でこれを進めているところですが、現在、昨日までのアクセス件数につきましては、7,117 件となっております。

高橋委員

この内容についてですが、主な内容、どのような問い合わせだとか、どのような意見がありますか。

（総務）企画政策室木村主幹

移住ということで想定しているのは、55 歳から 65 歳の方ということで、道庁でのパートナー市町村としては想定しておりますが、55 歳から 65 歳の方ももちろんございますけれども、やはり住むところ、住まい情報を聞きたいですとか、あとは 20 代、30 代、40 代の方もございますので、その場合にはどちらで働けますでしょうかですとかそういう問い合わせもございますので、小樽に関してのまちのセールスポイントを紹介すると同時に、住まい情報、それから実際に小樽に来る方といいましては、本州からの問い合わせが多いものですから、こちらに来られたときに雪の情報はどうかと、除雪のことにつきまして各部から情報をいただきながら、こちらを作成してきたところでありまして。

高橋委員

プラス要素につながった結果というのは、ありますか。

（総務）企画政策室木村主幹

9 月 30 日までに 26 件の実質やりとりとありますが、問い合わせがございまして、その中で 5 件の方が既に小樽を視察に来られております。そのときに私も同席したり、またお話を聞きしておりますが、まだ今すぐこちらに住むということにはなってございませんが、長期移住を希望する方、また、短期で夏の間だけ又は冬の間だけということを希望されている方もございますので、今月に入りまして合わせますと既に 33 件になってございますので、その皆さんに随時、今回、短期移住事業も行いますので、その部分も含めて今提示をさせていただいておりますとい

うことで、一日も早く移住につながるような形で進めたいと思っております。

高橋委員

今後の考え方について教えてください。

（総務）企画政策室木村主幹

今後も移住事業といいますが、人口対策の一環とはっきり言えるかということになりますと、ちょっとありますでしょうけれども、小樽に来られて、また観光で来られた方又は 3 回 4 回とリピートされている方もございますので、そういう皆さん方を大切にしながら、小樽でのセールスポイントなり、小樽に住むとこういうことがありますよと。単純に観光として来るわけではございませんので、生活実情というのですか、生活実態を皆様に提示させていただいて、小樽を本当に愛する方に住んでいただきたいというふうに考えてございます。

高橋委員

よろしくお願ひしたいと思ひます。

L G W A N について

次に、L G W A N について聞きます。L G W A N は接続を開始しているわけですがけれども、去年、今年の現状についてお知らせください。

（総務）情報システム課長

L G W A N、総合行政ネットワークについてのお尋ねでございますけれども、平成 15 年下期に L G W A N に小樽市も接続しておりますけれども、L G W A N は各自治体を結ぶインターネットとは別な閉じたネットワークということで、その中での利用といたしましては、L G W A N メールということで、各自治体、それから L G W A N と相互接続しております霞ヶ関 W A N、国と各省庁との間のメールをインターネットとは別なセキュリティの高い経路で行っております。そのほかには、文書交換システムというのが用意されておりましたけれども、これについては使用ソフトの使いやすさとか、そういうのがまだ足りなくて、実際に文書の収受ということまでは小樽市の段階では進んでおりません。国の方でソフトの改修等を今検討を進めているところというふうに聞いております。

それから、A S P サービスの利用ということで、この L G W A N の回線を通じて文書管理システムとかそういうサービスを提供するプロバイダー、こちらの方のサービスを利用するというのも想定されておりますけれども、それらのサービス、まだ数が少なく、北海道の自治体で直接利用するというものは、まだ見当たらないようございます。

高橋委員

地域情報化計画の中に、L G W A N について全道的に各自治体で必要となるソフトウェアの共同開発や導入などの検討を行うということになっております。これについてはどのようになっておりますか。

（総務）情報システム課長

L G W A N を使ったそういう電子自治体の推進でございますけれども、北海道が中心になりまして、H A R P 構想ということで、北海道電子自治体プラットフォームということでの計画が進んでおります。これは、そういった先ほどの A S P サービスと似たような形ですがけれども、共同利用でそういうシステムを構築しようという考えです。この形で、今、株式会社 H A R P というものが北海道等の出資により設立され、各自治体の参加した協議会の方がこちらの方に委託して、電子申請やそれから施設予約というようなサービスを進めるべく開発しているというふうに聞いております。

高橋委員

最後ですがけれども、セキュリティについて確認をしたいと思ひます。マスコミ報道でも最近ありますけれども、職場から個人情報を持ち出されるということがあります。例えば遅くなって家で仕事をするだとか、休みのときに仕事をするだとかとって、パソコンを持ち出したり、情報をコピーして持っていったりと、そういうことがあ

て、そこから情報が漏出する、流出するということが非常に問題になっているわけですが、これについては本市としてはどのような対策といたしますか、どのような体制で臨んでおりますか。

（総務）情報システム課長

個人情報を含むデータの管理でございますけれども、庁内 LAN が整備されて、そういう中では非常に便利になっておりますけれども、取扱いを慎重にしなければいけないということで、昨年 10 月ですけれども、電子計算組織総括管理者ということで、総務部長名で各課にデータ及びパソコンの管理についてということで、改めて管理を徹底しましょうということで通知を出しております。その中で、個人データを含むデジタルデータを扱うときに、そういうフロッピーとか、今ほかに使われ出しているフラッシュメモリーと呼ばれているそういうメモリーにデータを入れて交換するのは禁止ですという項目も含めまして、通知しております。それから、今年の 4 月に一般の民間企業に対する個人情報保護法が施行されておりますけれども、それに伴い行政でも同じ考え方で進めなければいけないということで、庁内のメールを通して、各課にそれらの個人情報を取り扱うためのいろいろな基本的な考え方・知識を情報システム課の方から各課に通知しているところでございます。

高橋委員

個人情報は非常に大切なものですから、流出してはならないということが非常に問題になると思います。ですから、再度これは徹底をしていただきたいですし、確実にこれを行っていただきたいということでございます。その辺の徹底の思いといたしますか、その点について最後、総務部長お願いします。

総務部長

あまりこういう機械は扱えないのですが、今、課長が話したように、特に今年の個人情報保護法という、そういう法律の施行も含めて、庁内のそういった情報管理については徹底を図るように指示しておりますので、今御質問のあった情報についての管理については、改めてどういうことがいいのか、関係部の方と今後もいろいろ話し合っていきたいと思っています。

高橋委員

終わります。

委員長

公明党の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 46 分

再開 午後 5 時 05 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、菊地委員。

菊地委員

日本共産党を代表して、議案第 9 号ないし議案第 13 号、議案第 15 号ないし議案第 20 号、議案第 23 号ないし議案第 26 号について不認定の討論をします。

16 年度当初予算は、19 億円のカラ財源をもってこれに当てるという前代未聞の編成がされました。小泉内閣の三位一体改革で、地方交付税が 14 億円削減されたことが大きな要因です。同時に、市長もマスコミに語っていますよ

うに、石狩湾新港、マイカル問題など、それまで国の言いなりに大型開発に予算をつぎ込み、公債費を大きく膨らませてきた歴代市長、与党会派の行政責任も問われなければなりません。このような財政状況を背景とした予算案は、市民の暮らし犠牲を最大の特徴としています。保育所定員枠の拡大など、子育て支援を施策に掲げながら、保育料の値上げ、学童保育手数料の有料化、ふれあいパスの一部有料化、連絡所を廃止し、住民票、証明手数料の値上げなどです。高齢者のバス利用者が減り、生きがい対策の後退にもつながりました。

我が党は、石狩湾新港管理組合負担金や小樽港縦貫線整備事業の削減、土地開発公社所有の土地処分などの財源で、保育料の値上げ、放課後児童クラブの有料化をしない子育て支援、中小零細企業への直貸しによる営業支援を柱とする修正案を提出してきました。税制改悪で各種控除が廃止されるなど、市民生活が厳しくなっている中で、地方自治体は何よりも住民の生活、中小企業、地元商店の営業が成り立つ施策をしなければなりません。今決算議会でも明らかになったように、市民負担の増大は新たな手数料・使用料、また保険料などの滞納を生み出すものであり、予算執行の中心が市民生活と職員犠牲であることを指摘します。

次に、地方自治法第233条第5項で、市長は「決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない」と定められています。主要な施策の成果を説明する書類提出義務を長に課しているのは、議会における決算審査が単なる数字の審査にとどまらず、事業の成果についても積極的に討議が加えられることを期待しているからです。小樽市で任意に作成している決算説明書、事務執行状況説明書は、市の財政を理解する上で欠かすことができない立派な書類です。あと、法で定められている市長の議会に提出すべき書類に、事業の成果を説明する文書が欠けているだけです。来年から改善する、検討するとのことですので、ぜひ法の趣旨に沿ったものにしていただきますよう要求し、討論いたします。

委員長

続きまして、平成会、森井委員。

森井委員

27年ぶりの赤字決算ですので、ひとつ平成会としての意思表示をしようと思い、討論させていただきます。

現状の今回の決算が、もろ手を挙げて喜べる状況ではないということに関しては、皆さん共通の認識を持たれているかと思います。ただ、これは一個人として1点自分は大きな評価をしなければいけないと思っているのは、今回を赤字決算としてしっかり提出されたことだと思います。自分は、決算の初日にも話させていただきましたけれども、単年度収支の赤字体質としては、決して最近生まれたことではなく、昔からの状況であったのではないかと。しかしながら、その決算を赤字として提出できる、つまりは他会計からの繰入れであったりとか、減債又は財政調整基金を取り崩すというようなこと、減債・財政調整基金に関しては現状ではゼロになりましたから、それを繰り入れられないという現状もありますけれども、しかしながら、これだけ厳しい現状であるということをはっきりと表に出せたというのは、自分は今回が初めてではないかというふうに感じております。

実際に、病院又は駐車場など、内部におけるものを削るという部分においてはかなりぎりぎりですから、企業会計とか今度そちらの方に着手がさらにされていかなければならない現状だと思いますし、それについて取り組んでいることそのものに関しては、だれもが皆さん取り組んでいるというのは、事実承知している部分だと思います。ここでこれだけ厳しい現状だからこそ、大きな改革、大きな改善又はよく話の出る意識改革、それに伴うシステムの構築、これは今だからできることであり、17年度、今年度ですね、そして18年度、この2年間がこれから小樽市が存続できるか否かのぎりぎりの状況ではないかと思います。私自身は、これに対する市長のリーダーシップ、あとは市役所職員の意識の高い取組、これに対しての期待を含めて、今回は賛成の討論とさせていただきます。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 9 号ないし第13号、第15号ないし第20号、第23号ないし第26号について、一括、採決いたします。
いずれも認定することに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括、採決いたします。

いずれも認定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

当委員会におきまして付託されました案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員会としての役目を全うすることができました。これもひとえに副委員長をはじめ、委員各位と市長をはじめ理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。意を十分尽くしませんが、閉会に当たっての委員長としてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。